福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」

道重哲男

一

備後国福山藩でおこった天明六（一七八六）年十二月から翌七年三月にかけての大一揆は、幕藩制中期の代表的百姓一揆の一つとして、つとに黒正巌氏によって紹介されてから注目されるところとなった。(1) そこで、ここではまず、一揆の概略について見ておくこととしたい。(2)

福山藩は元和五（一六一九）年に水野勝成が十万石の大名として入封して成立した。水野氏は藩初入来新田開発と治水に力をつくし、領内の生産力は著しく上昇した。ところが、水野氏は元禄十一（一六九八）年に改易となり、翌々十三年幕府の手によって検地されて、その旧領は十五万石と高付けされたのである。維新まで、その地の領主となった阿部氏は、新延高十万石の大名として、宝永七（一七一〇）年桑名に去った松平氏の跡をうけて入封した。しかし、同じ十万石とはいいながら、水野氏と阿部氏とでは財政基盤の上で五万石の差があった。それ故、阿部氏は藩初から財政の慢性的窮迫に陥った。その上、三河以来の譜代として幕閣に連なること多く、この面からの支出の増加が苦しい財政をいっそう圧迫していた。そしてこれらの事情は、当然貢祖収奪の強化を必至とした。福山藩が幾度かの激しい一揆に襲われた遠因がここにある。

このような背景のなかで、第四代藩主正倫（まさとも）は明和六（一七六九）年に襲封した。この年は大旱魃で、翌年まで続き、八月には惣百姓一揆に見舞われる。しかし、正倫は強気で、幕閣での昇進を図っていく一方、「公役第一」を方針として財政の拡充を求めて、たびたび御用銀を賦課し、上下銀の融資をうけ、さらに大坂藩債を募った。遠藤弁蔵の登用は、このような藩主の方針と無関係ではない。藩主からみた国元が、「万事がだらだらと成勝で、日用は多く相成、ぶらぶらいたし候」（明和七年正月二十五日付正倫書簡）という状態の時、軽輩とはいえ、弁蔵の才気は、正倫にとって期待しうる者との印象を強めたのもやむを得まい。かくて天明期の諸政策は、数年の間に「惣郡之御用惣掛」にまで登用され、財政と民政の実権を握った弁蔵の辣腕によることとなる。

藩府は大坂や城下の特権商人や在郷の御用達商人との結託を強めて、天明二（一七八二）年新藩札を発行し、旧札の回収と他領銀札の通用を停止した。そのために銀札目付を新設してその徹底をはかっている。さら

島根大学教育学部紀要（人文・社会科学）第二十二巻―第一号　二九頁～七二頁　昭和六十三年十月

に商業利潤の吸いあげを策して、綿の専売制へふみ切った。すなわち、天明四年に実綿の他所持ち出しを停止し、翌五年に従来の綿運上所をやめて綿役所を設け、抜荷の徹底的取締りと役所による木綿の買占めをはかった。また多くの藩債の処理にあたっては、その未払分の調達に功のあった佐藤新四郎など在方御用達に肩代りさせ、責任は彼らにあるとして、家財没収、領外追放の処分に附して表面を糊塗しようとしている。一方農民に対しても容赦なく収奪を強めた。それは、貢祖の欺瞞的賦課であり、裏判銀制度のからくりによる高利貸的収奪であった。かてて庄屋などの村役人層がこのからくりを利用して中間搾取をはかっており、ために一揆に際して打ちこわされたのである。ともあれ、このすさまじい収奪で藩財政は「すこしは御心もやすかり」（文政七年六月阿部正精書簡）という状況に回復し、正倫の弁蔵に対する信任はいよいよ深くなっていった。

けれども、この時期の藩の政策はきわめて危険な綱渡りをしていたと言える。天明二年から六年にかけては、気候が不順で全国的に凶作が続いていた。とくに六年はひどく、この年福山藩では大虫害と降雨によって稲作と綿作はともに大凶作となった。このため米価は初秋で石当り銀八〇匁の高値を呼び、年末一〇五―六匁、翌七年夏には一六〇匁まで上昇、木綿も二四四―五匁に高騰した。しかるに農民は、このような状況にもなお堪えて年貢その他の上納のために努力するのであるが、未進の累積は、厳しい督促にもかかわらず増加する一方であった。農民は追いつめられるところまで追いつめられていた。十二月十四日、藩府は免状の下附のために十六日四つ時までに役所へ出頭すべき旨、領内の村々へ廻達した。かくて十五日ごろから領内は不穏の空気に包まれはじめ、その夜半品治（ほんじ）・芦田両郡あたりから蜂起し、まず戸手村庄屋平六方が徹底的に打ちこわされた。その後一揆勢は日に日に勢いを増していき、品治郡江熊天王社辺に集結したころには、その行動はかなり組織性を帯びてきた。すなわち、宝暦三（一七五三）年の一揆の故智にならったのか、村あるいは集落、さらに地域単位に異名をつけて行動をおこし、芦田郡府中市を襲い、その後松永・鞆を中心とする沼隈・分郡と神辺を中心とする品治・安那（あな）郡方面の二手に分れて行動するのである。一揆勃発を知った藩府は、願意は聞き届けるから願書を提出すること、扶食米として稗六千石を下附する、の二点をもって鎮撫する方針をたて、各地へ藩役人が出張して触れ下した。そこで一揆は徳田村に集結、大目付に対して願書を差しだして帰村した。

全藩を揺り動かした一揆の状況は、江戸の藩主のもとへ逐一報告された。そして年を越して、一月七日付の正倫の指令が国元へ届いた。これによると、一揆の原因は弁蔵による苛政とは考えず、かえってその原因は追放処分になった隅屋宗次郎や佐藤新四郎らの策動によるものであり、さらに全国各地で蜂起した一揆の影響が強いと見ている。そして国元でとった鎮撫方針は百姓を増長させるもとになるから強圧方針で臨めと指令している。そこで藩府は、正倫の意向を体して、一月十六日農民の要求を全面的に拒否し、二十六日期限で年貢を皆済すべしと指示した。

藩府は農民を裏切った。一月二十六日、第二次蜂起の火の手は松永・今津であがり、「十万石残らず惣どうに罷出」（貫井家日記）たのである。今度の蜂起のすさまじさは、第一次とは比較にならず、まさに文字通り藩領全域を荒れ狂った。それは、「郡々の月番庄屋を大分打めぎ、きるもの其外大事なる諸道具をやきて、雑穀・みそ・醤油をうちまぜにいたし、

扨又小庄屋も国中八分通右之通にいたし申候」（貫井家日記）という状態であった。しかも、そのなかには、藩主から一揆策謀者とみられた山本弁助一統や佐藤新四郎らの旧宅まで含むほどの激しさで、このことは正倫がいかに事態の深刻さにうとかったかを示している。かくて二月六日、一揆勢は神辺に集結し、代表数十名が越訴のために岡山へ向けて出発した。一方、多くの同勢は見送りと称して入湯者の風俗をして備中の西国街道沿いの宿場宿場をうろつき、帰藩後二十日ごろまで領内を荒らしまわった。第二次蜂起の報告を受けた藩主正倫は、遠藤弁蔵をかばいながらも、ついに弁蔵に責任をかぶせて事態を収拾する気持に傾いていった。とくに岡山への越訴の報告を受けてからは、幕府の法令があるといっても私領のことではあり、幕府の法令通りには処理できないと、一揆の要求を承認することに態度を決し、国元へ指示した。そこで藩府は、要求三十項目のうち、二十項目を認めた。しかしこれは最後のあがきにも似て、一揆勢のつき上げの前に、綿役所の廃止などの残った重要項目を結局は認めるにいたっている。そして弁蔵はついに揚屋入りになり、寛政二（一七九〇）年七月二十二日、城下西町の指籠（牢屋）に入れられたまま死んでいった。

一揆は農民側の勝利に帰した。しかしなお、「百姓が国を自由にいたし候様成にも相当、一向政道立申さず」（天明七年二月二十八日付正倫書簡）との気持でいる正倫は、ここで藩の体制を挽回すべく、老中の職を辞して藩政改革にふみ切った。綱紀の粛正と財政の緊縮はかなり徹底したものであったが、それにもまして民政への努力は、観念的な面をもちながらも積極的であった。その内容は、農政機構の粛正、風俗矯正、撫民策としての目安箱の活用、長寿・善行者の表彰、さらに庄屋ら村役人層の士分格への登用、難渋村の再建趣法の奨励であった。とくにこの趣法は後に在郷富裕者との共同出資で設立された義倉として結実した。その他、鞆港の繁栄のために、他国商事への融資制度としての敬重銀を設定している。ともあれ、この時の改革は、天明大一揆で打撃を受けた領主の威光をたてなおすために、階層分化の進んでいる農村の現実を認めた上で、大坂や城下特権商人だけでなく、地主として、また在方商人として台頭してきつつある上層農民との結びつきによって藩政の危機を乗り切ろうとするものであった。

二

この全藩一揆が領主をはじめとする全階層に与えた衝撃はきわめて大きかった。あとでふれる領内に現在まで遺されてきた史料――藩主の書簡、豪農らの日記類にしるされた記述はそのことをまざまざと語ってくれている。例えば、文人菅茶山は詩集「黄葉夕陽村舎詩」に次の詩を載せている。

丁屋路上

柳塢梅墩入二午晴一、　江郷臘月已春生、　風收木末鶯将レ語、
暖到二陂心一氷有レ聲、　仍見諸曹除二舊弊一、　近傳三府擢二時英一、
去年今日山陽道、　群盗如レ毛白晝行、

詩は、城下近郊の宿場である神辺宿に一揆勢が集まり、山陽道を東へ岡山を目指して行った日のことを回想している。しかし、一揆勢を〝群盗〟としているところに、神辺本陣の一族であり、藩校弘道館の儒員をもって遇せられた文人茶山の置かれた立場があった。

一方、民衆的立場にたって、一揆そのものの記録もつくられた。それが、「安部野童子問」であり、「西備遠藤実記」である。幕藩制中期になると、前期の民謡・民話等々による口頭の政治批判が文字による批判に発展し、さらに、直接農民闘争を主題とする民間文学が続出するようになった。しかもそれが遠隔地に非合法に広く普及していくのである。上記の二つの作品も、その意味で、福山藩内限りの実録というより、幕藩制中期の民衆運動を代表する作品として位置付けることができよう。(3)

ところで、「安倍野童子問」については、古く黒正巌氏の解説があり、また近時筆者が校訂・解説したことがあるので、(4) この度は、本稿に収録した「西備遠藤実記」について記しておきたい。本書は備後地方ではかなり古くからその存在を知られ、すでに早く沼隈郡誌や芦品郡誌に利用されている。けれどもそこで利用された写本が、どのような系統のものかは判然としない。本書の完型としての公開は、昭和三十年に、備後の郷土史家高田雄信氏が、芦品郡芦田町上有地の松浦家所蔵本（以下松浦本という）を書写して孔版に附したのがはじめてである。しかし松浦本は紛失し、多くの人びとの探索にもかかわらず、現在所在不明であり、さらに不幸なことに高田雄信氏の書写原稿も同氏の手元から紛失してしまっている。しかし松浦本は孔版のさいおこったと思われる誤写と、若干の脱落が目立つが、その内容はかなり豊富で善本であるので、孔版ながら本稿の底本とした。別系写本としては、管見ながら、福山市立図書館郷土室浜本鶴賓文庫の「備後誌料採訪録三」に収められたもの（以下浜本本という）だけである。しかし浜本本は「吉孝右衛門の祐難に逢ふ事」までしか書写されていないのが残念である。この写本は上・下二巻本で、「上役人御上意の趣、於庄屋之宅に申渡の事」の章を欠き、また簡略に叙述した部分も多く、松浦本とは異なった写本の系統に属している。しかし浜本本によって松浦本の誤写・脱落部分をかなり補訂できた。また「六郡村々願箇条申渡の覚」だけが写され残されてきたものが二、三ある。なかでも、広島大学福山分校附属高校得能文庫所蔵の写本は松浦本と内容的に若干の異同があるが、なかなかの善本で、松浦本のその部分はこれによって補訂した。ところで、松浦本は三巻本であるが、「序」の章のあとに、「西備遠藤実記巻之上」との表記がある。これは松浦本の構成からいって無意味な表記である。ところが、浜本本にも同じ表記があり、また松浦本で「西備遠藤実記二」としたところが「遠藤実記巻之下」との表記になっている。このことは本書は成立当初二巻本であったのが、後になって三巻本に構成しなおされたことを物語っている。そしてこのことは作者の問題に関係してくるようである。

本書の作者は、本文にも載っている田辺玄庵であるとの説がだされている。それは松浦本の表紙に「御調郡尾道住、田辺玄庵書之」と記されていること、また「宮島詣難船噺」や芦品郡に取材した「天の舛かけ」や「強訴高砂」の作者が「田辺玄庵」とされ、しかもその写本の筆跡が松浦本と同じ手になるとしたことによっている。しかし玄庵の経歴については、天明六年十二月に尾道で医師を開業していたこと（尾道市史下巻・「橋本年誌」）、また、「実記」の記すように一度逮捕されていることは明らかであるが、日時に差がみられるのである。その上、本書の成立伝来の過程のなかで、松浦本の成立が必ずしも早くないことからすると、本書の作者を玄庵とするには、なお多くの検証をまたねばならないのではあるまいか。

三

次に問題となるのは、「西備遠藤実記」（以下「実記」と略す）の成立年代と記述内容の信憑性である。そのためには一揆に関する直接的史料の発掘が必要となる。そしてそれは、備後地域の郷土史家の努力によって着実に進められてきた。こうして一揆をめぐる藩政の動き、村方の動向、一揆の経過がしだいに明らかになってきた(5)。

こうした点をふまえて、「実記」の記述をおさえていくと、藩主・代官等の支配者、御用達等の村落上層のうち登場した人物の氏名が変名であるほかは、ほゞ事態の核心をふまえて経過が記述されていることに気付く。そして記載されている落首についても、「実記」の作者が自らつくって載せたというより、当時福山藩領内で知られたものを載せたとするほうが妥当であると推量されるのである。

「実記」の成立年代についてはっきりと明記されたものはない。たゞ天明の苛政の責任者として遠藤弁蔵が挙げられ、一揆後「指籠」に入れられ、在牢中に病死したことが「実記」に記されている。この事実は、藩庁日記と考えられる「政用新古事」に「寛政二年七月二十二日、遠藤弁蔵指籠ニ而病死之事」と記されて符合していることから、「実記」はこの年以降の著作であることは明らかである。けれども、記事内容の詳細さからみると一揆からの時日はあまり離れていなかったと推測される。

遠藤弁蔵という時、「安部野童子問」では「遠藤圓蔵」と変名が用いられ、かなり専横の振舞いがあった人物として画かれている。「実記」では個人的振舞いについての記述はないが、その政策の実施にあたっては「強悪収斂の臣」として位置付けている。このことは天明年間の藩政策の展開が彼を中心としてなされたこと、それ故にこそ一揆の攻撃対象となったと民衆が認識していたことを語っている。そしてこの認識は、当時の村方の多くの人々に共通したものであった。例えば「貫井家日記」には、「此人あしき人ニ而、如此ニ御百性心得違ニ御座候」と記されている。

弁蔵の出自については不明のことが多い。軽輩の出身であったが、安永二年二月二十一日に御側内目付に登用されたのが出世のはじまりであった。そして安永八年十月に御取締役に任命されている。さらに天明初年の頃と思われる「阿部家御家分限記録帳」（岡本家文書）では、御取締役で、御元方奉行、御吟味役、御普請奉行、御運上改役を兼役しており、勘定方関係の重職を独占している。こうした出世は藩主正倫―弁蔵という関係だけでなく、家老下宮三郎右衛門による引立てが大いにあずかっていた(6)。天明四年三月十日付の三郎右衛門から正倫へ差上げた書簡によれば、「弁蔵御目通リ被仰付差方御尋可被成下候、余之儀ニハ無御座、御威光宜き事而已と相聞申候」（下宮家文書）と大いに推挙している。以後弁蔵の用務は拡大し、同年十月九日には「遠藤氏御用多ニ付、御用人弐人御貸被成候」（中井家文庫「万覚書」）程となり、翌五年六月十五日には大御目付、御元締見習と勘定方の実質的なトップに栄進している。そして翌六年秋本役本席へ累進している。「実記」で「郡中惣纒」と云い、「貫井家日記」で「惣郡之御用惣掛、惣まとひ」としている役職は、この本役への昇進をさしているのか、臨時の職名なのか、なお検討を要するが、この時実質的には国元の民政・財政の実権を握っていたと云えよう。しかし、こうした昇進は弁蔵自身をも変えていたようである。三谷家旧蔵の「天明六年御用書控帳」（福山城博物館蔵）によると、自家の乳母を雇うのに村々に廻達して、その有無を報告させる程の権勢を振うにいたってい

る。「安部野童子問」に記された弁蔵の振舞いもあながち否定できないのである。そしてこうした事実が、一揆にあたって藩府＝弁蔵という型で攻撃の目標となったと考えられる。

四

さて、「実記」を検討していくなかで、見落としてはならない記述がいくつかある。それは一揆の鎮圧に被差別部落の人々が動員されていることである。

福山藩においても近世的身分制秩序が確立されて行く過程において、賤民として差別される身分の設定が行われていった。(7) 時期的にみると、一七世紀後半、寛文年代で、「えた」・「ちゃせん」・「ひにん」を統一呼称として賤民制の制度化をすすめ、その強制を図っている。かくして、これらの身分に強制的に固定化された人々は、一定の地域に居住することを指定され、さらに身分的職業と課役を強制された。福山藩では、これらの人々を警察、刑務の下働きとして強制し、領内の主要街道の出入口や郡村境などに配置して、領内の治安維持に当らせた。

かくて幕政中期になると、身分制秩序の再編強化が進んだ。そして福山藩では阿部氏入部以降具体化されている。それは身分ごとの生活規制の強化と部落差別の強化という形をとった。こうした動向のなかで、幕府は安永七年十月、差別された身分の人々に対してさらに顕現的な差別拡大を意図した法令を発した。この法令は被差別身分の人々への賤視感を前提として、百姓・町人との交際を法外の増長であるとし、服装が百姓・町人と同様であることを厳禁するなど差別の拡大を図っている。し

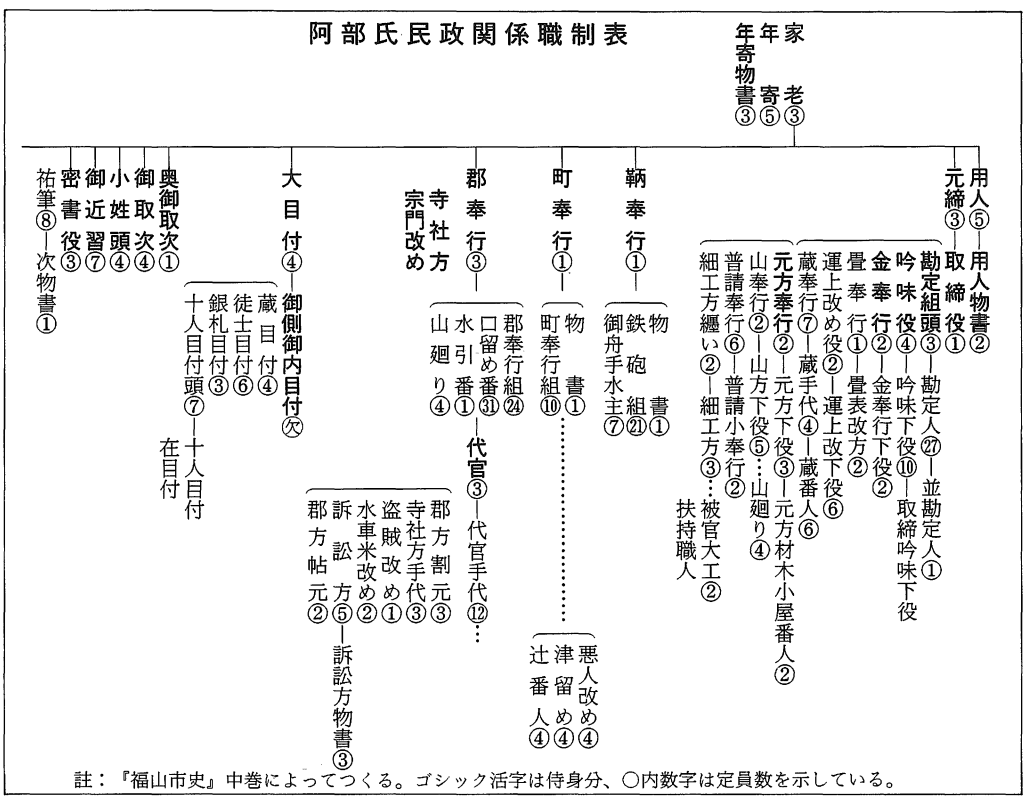

註：『福山市史』中巻によってつくる。ゴシック活字は侍身分、○内数字は定員数を示している。

かもこの法令は幕領のみでなく各藩へも下して遵守を命じているのである。

天明一揆に際して、その鎮圧に被差別身分の人々を動員した時はこうした状況下にあった。それ故に、動員された被差別身分の人々についての「実記」の記述は、身分制秩序を強化しようとする藩の方針の矛盾をついたようにも見える。それだけに、農民側のこうした要求に応える藩側の回答もぎこちないものとなっている。けれども、被差別身分の人々に出会った農民側に関する叙述・発言を子細にみると、身分的差別意識に支えられたものをそこに読みとれるのである。いわば藩権力の暴政に抵抗して立上った農民たちが、目の前に立ちふさがる「えた」・「ちゃせん」の人々をみて、本来の目標を見失い身分的な敵視感にすりかえられ、巧妙な分裂政策に乗ぜられている姿をそこにみるのである。ここに「実記」の作者の時代的限界があるのであり、この点を充分に認識して理解することを忘れてはならないのである。

註1　黒正巌「福山藩天明六年百姓一揆」（山口高商「東亜経済研究」一〇―四）。

2　拙稿「百姓一揆」（福山市史中巻「第六章第二節」）を参照されたい。

3　林基「続百姓一揆の伝統」（新評論）二五～二六ページ、なお、こうした実録については「日本庶民生活史料集成」第六巻（三一書房）、日本思想大系「民衆運動の思想」（岩波書店）に載せられた作品を参照されたい。

4　黒正巌編「近世社会経済叢書」第十一巻、「日本庶民生活史料集成」第六巻所収。

5　拙稿「福山藩天明六・七年一揆の史料について」（「芸備地方史研究」五八）、羽原立夫「福山藩天明一揆資料の紹介」(一)(二)（「芸備地方史研究」一〇五・一〇六・一〇七）。

6　以下の天明四年三月十日、十月九日付の叙述は前掲羽原氏の紹介した史料による。

7　広島県史　近世資料編Ⅴ「解説」参照、なお広島県史近世1第2章四、身分制社会の構成（土井作治）、福山市史中巻第三章一、福山城下町の建設と経済の発展（脇坂昭夫）をも参照されたい。

凡例

一、本文の翻刻にあたっては、底本の形をできるだけ忠実に伝えることを旨とした。

一、本文のかなづかいは、すべて底本のままとした。

一、振りがな（ルビ）については次のようにした。

1　底本についている振りがなは、片かなは記号を用いずに、平がなは〈　〉を付して掲げた。いずれもかなづかいは底本通りである。

2　そのほかの平がなによる振りがなは、すべて校注者が付した。

3　送りがなや助詞が足りないために、読みにくく、また誤読のおそれのある場合は振りがなによって補った。

一、通読の便をはかるために、次の整理を行った。

1　漢字は新字体を使用した。俗字・古字・略字は原則として通行字体に改めた。

2　句読点や中黒（・）を施した。

3　会話や引用文には「　」をつけた。

4　和文中にあらわれる漢文体については、返り点をつけ訓下しルビをつけた。

5　底本に濁点がついていなくても、濁点で読むべきところには濁点をつけた。

一、誤字・衍字と思われるものについては、本文を正して、頭注にそのむねを記した。

一、脱字・脱文について、他本によって補入した場合は［　］で囲み、校注者の見解に従って補った場合は（　）で囲んだ。

一、闕字・平出は、一行あけや改行にせず、□印をもって示した。

一、頭注については、本文の該当個所に＊印をつけ、頭注欄に本文の字句をゴシック体で掲げた。

天地開闢の時　書紀、国土生成の記事の引用。

国常立の尊　書紀で、最初に生じたとする神。

孫臏　中国の戦国時代斉の人。減竈（げんそう）の策をもちいて敵を誘いこれを破る。龐涓は魏将、臏と兵法で同門。史記、孫武呉起伝に見える。

万弩　多くのいしゆみ。

火牛の謀　田単が牛の角に刀をつけ、尾に松明をつけ敵中に突進させて破った戦術。史記、田単列伝に見える。

亡随の時節　意味不明。弱肉強食の時代の意か。

四年　三年の誤り。

伏見城　京都市伏見区桃山町付近にある。秀吉が文禄三年から築城、慶長地震で大破、後再築。

長男秀次公　実は秀吉の養子。天正十九年関白。文禄四年秀吉と不和、七月八日高野山へ追放、十五日自尽。慶長と文禄の年代を逆に誤解している。

秀頼公　慶長八年内大臣、正二位。同十年右大臣。元和元年五月八日自害。本文十八日は誤り。

屋部伊勢景勝公　実は阿部備中守正倫（一七四五―一八〇五）。安永三年奏者番、六年寺社奉行見習、八年同本役、天明七年老中、八年辞任。一揆前に老中在任とするは誤り。

時弊　底本「時幣」。

在目附　国元大目付に属し徒士役。直接には十人目付頭の指揮を仰ぎ在方の監察をする。

奉けるは　底本「奉けるに」。

米穀も下直にして…　豊作で庶民の生活は安定するが米価は低くなるので、年貢米売却に頼る藩収入は減るの意。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

西備遠藤実記　一

夫天地開闢の時、清て陽なるものは、薄靡て天となり、重く濁るものは地となる。神其中に生じましますを、国常立の尊と申たてまつる也。然に動て四季をなすは天の徳也。万物をやしなふは地の道なり。時にしたがいて、四海将に平治す。人は万物の霊長たりといへ共、其気質の斉しからざるを以、日の本一と度は乱て、国家既危くして、武将賢愚強弱を争也。所謂斉の孫臏は敵の龐涓に見せんが為、道端の大木を白く目に立つ様に削、ほうけん此木の下にて可二死す一といふ事を書置しかば、ほうけん其所を通り、彼の木を見て不審に思ひ、明松を灯させ読ける内に、思ひがけなき伏兵、万弩一度に弓鉄砲をうち射出しければ、周章驚き大に敗北して、終に自害せり。亦田単が火牛の謀にて、斉の七十余城を服しけり。扨又我朝にも、謀計の賢きものは、敵を亡し、人を制し、数国を領す。運のつたなき弱敵は、亡随の時節に至て、太閤秀吉公と云賢君、天下泰平の御代に鎮め給ふ処に、慶長四年八月十八日、於二伏見城に一薨去し給ひて、其長男秀次公御名跡を継給ひし処に、文禄四年七月十五日に、高野山にて御自害被レ為レ遊ける。其御名跡を二男秀頼公御相続の処、又候元和元年五月十八日に御自害し給ふ処に、家康公と云名君の治世に至てより以来、益々天下泰平、国家安穏に家業を全する処に、天明元年の頃より、太凶年の折柄也。

西備遠藤実記　巻之上

去程に、郡乱の様子を委尋るに、備後州福山の領主屋部伊勢景勝公と申は、関東御老中たりしが、役を守る事厳重に御勤ましましける。然に時弊の起る事、不レ得二止事を一にや、天明六年丙午の冬に至、領分大に乱れて、万民心を苦しむる事、日夜不レ得二止事を一。是全、国主の御知り給ふ処にあらず。諸役人のなせる所為也。

中にも遠藤弁蔵とて、強悪収斂の臣有り。近くは田沼主殿頭に均し。然に其子細を委く尋るに、渠は中年の頃、在目附の蒙二役を一時しも、安永年中に在番相当り、参府の折からに、御前え被レ召、国元の様子を御尋給ひければ、平伏して言上し奉けるは、「拙者儀、郡中を幾度も相廻、窺見申処、近年は米穀も下直にして、下々は大

御台所　藩の財政の意。

に豊なる故、遊芸等を学、上は米穀安くして御台所及二御差支一、依而御心を痛ましむる也。然に君豊にして、民難渋を凌ぐこそ順なるべし。如レ是、民豊にして君御難渋し給ふ事、上み下も大小相違せり。自レ今以後、民に倹約を申付、其余せるを君に捧なば、民の痛もなく、御台所御差支もなく、君の御心何程か安く思召らんものを御当家の臣たる衆中、学問不レ足故か、政道に疎し。知者は不レ惑して君の御恩を礼謝する事厚し。何分学問所を造立して、書を読事を会し、博く学ば、諸道に諦なるべし。乍二愚案一、如レ是奉二存入一候」と臆する処なく申上ければ、「渠が所存尤なり」と大に賞美し給ひて、何卒彼に国の政事を任せなば、御身の上の金遣ひも、追々緩かならんものをと被レ為二思召一、其御心組は此時より御慮給ふぞかし。

依而学文所を造立して、其後書を読事を会す。此家を弘道館と号す。偖亦、所々の寺院には、名僧を招き講釈しさせける。此謝礼銀は従二御上一出る也。此事一往道理有に似たり。

猶又遠藤も出世を好み、慇懃に勤るを以、日を追て立身す。将に御密書の蒙二役を一、己が思の儘を君へ書上ける。如レ是言葉は美偽を尽し、上を敬ひ下もを制する事は、諸役人よりも秀て、日月の昇天する如く、役を十二段昇進して郡中惣纏たりしに、威を振て飛鳥も羽を乱し、万人の恐をなす事、虎狼の如し。然間、諸人の用ひ甚しかりける故、追々私慾を発し、諸人の賄賂を請る事大にして、其数を知らず。或は年頭歳暮の進物、扨は祝儀・不祝儀の貫物等、諸方より持参する事莫大にして、今博洽の折からなれば、何れのしよのみを請てか、毒殺の害をなさんやと恐をなし、毒味を人にさせ侍りて、其上食すれ共余り有て尽せず、犬猫にも喫はしむ。残物は土中へ埋めけり。

扨又、一宮社の破損に付、修覆料銀百姓に差出し呉候様に被二仰付一候に付、一統承知して差出しける処、一石に付九分三厘宛、打続き三年御取給ひぬ。扨亦、民の貢を納る事、春は二月より先納取立、又は残米取立、秋を待兼、初銀納割、猶又上納米当年より俵縄を念入格別に太く相調へ、早米近日差出候様に被二仰出一候処、時候未だ早くして早稲も実熟ず。さはいふものの、殊の外御差急ぎ被レ為レ遊候故、無二余儀一、田中に有し稲の実熟たるを、少々宛手づから扱ぎ取、米拵いたし、俵縄も格別に太く相調、上納仕替れば、早速乗船して諸国へ出し、売払はんとするに及で、買方の者俵拵を見て、備後米にては無レ之と云、何おか申立て安く買はん事商人の常也。依而相場よ

郡中惣纏　惣郡之御用惣掛、惣まといのこと。天明年間におかれた国元民政の総指揮のための臨時役。

博洽　ひろく世間に知られること。底本「薄給」。

何れのしよ　意味不明。「しよ」は施与（しよ・せよ）、賄賂の贈り物をさすか。

一宮社　備後国一宮、吉備津彦神社。芦田郡宮内村（現、広島県芦品郡新市町）にある。水野勝成以後歴代藩主の崇敬が篤い。

修覆料銀　天明四年に割当てられた。修理は同年完了したが、割当は続いて、この年も十二月十日に二十日切で納入を命じられている。

先納・初銀納　→四八頁注

早米　八月十日など早い時期に早稲を指定俵数だけ納めさせたので、干し不足で割れ米を生じ、結局高価な銀納となった。

所存　底本「所在」。

弘道館　福山藩の学問所。天明六年七月開設。民間人の入学も許された。安政元年誠之館として改組。

御密書の蒙役を　御密書役は藩主に直属し士分役。文書を扱い祐筆・次物書を指揮。

江府の御屋舗御類焼　天明六年一月六日に江戸丸山屋敷が類焼している。

寸志米　藩主が幕府の要職に就任したときなどに、領内から自発的に寸志もしくは祝儀として差上げるたてまえのもの。しばしば強制的に割当てられた点が問題となる。

御趣法　ここでは御仕法、藩の施策をさす。

一揆を含む　いつか一揆をおこしてやろうとの思いをもったの意。

涙　底本「儀」。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

り下直に売払へり。是全く上み下共に費成事故、一ケ年限に相止む。

扨又、先年御領主様寺社の御役を為レ蒙給へり。此御祝儀抔夥しき御物入、尚又江府の御屋舗御類焼にあはせられ、彼是御物入相重り、依而御台所大に御差支におよび、御銀別而御差急之赴、従二江府一被二仰越一、則郡中え右之趣被二仰出一。依而銀納早々相納候様厳敷被二仰渡一けれ共、無レ金して無二余儀一商人を頼、吹来る木綿を引当てに銀子を借用して、漸くと相納けり。然に木綿少々宛吹出しぬれば、右の商人来れり。無二拠も一下直に相渡しけり。是等も大に費也。扨又、右御役を為レ蒙給ふ。御祝儀米石に付二升づゝ也。然に、天明五年巳年には寸志米四升宛差上申候。十万石に付四千石也。午年には五歩米とて石五升の御触出しにて、此趣の御趣法にては、所詮百姓相続は出来不レ申迚、一揆を含む。偖亦、町在ともに、御用金、大身者には十貫目、二十貫目、五十貫目、小身者には或は二百目、三百目、五百目、一貫目と高下をいたし、被レ為二仰付一ければ、少々づゝの銀子にても凶作の折柄なれば、難レ調して、田畑・山林・家財等にても売代なし。悲歎の涙を袖に浸て、漸々と銀子を調達しければ、此銀子を以、御用を達し、在江戸の御領主様えは、「国元凶年にはおはしますけれ共、百姓共殊の外励をなし、貢物等八九歩通取立仕候。雖レ然、御領内の者、穏に家業を経営候間、君も御満足に被レ為二思召一候様、乍レ恐尊慮を奉レ伺抔と申上ければ、君此事を正意に被レ為二思召一、「遠藤が支配、甚好」と随喜し給ひ、「渠に勝れる者争あるまじ」とて、褒賞の蒙レ命、御加増五十石を賜り、旁以、首尾重畳也。君の御悦不レ斜。如レ斯上を諂ひ、民を貧り、諸人の歎をも不レ顧、芽立る草の春雨にあふに不レ異、己が慾にして栄華にほこれり。尤彼に従ひ、合気の者には金をかして、店を賑敷して、仕合のよき町人も余程相見へけり。然処、備の中州に、左井知浮の禅洞山永祥寺は寺領三十石の禅寺は水な上なりしが、遠藤氏も故有て入魂也。然るに此和尚には祈願・祈禱を相被レ頼けり。

△如レ是民を貧たる金を預り給ふ故、年来過て此寺院焼失せり。

斯折からなる故、大に金を預被レ置けり。是は万一過して禄に離し時の用金也。如レ此幾千金の持余り全盛の身にしなるに、鵜ノ目亦右衛門といへる人、遠藤が佞奸を見兼て申されけるに、「斯連年凶作の折からに、困苦を尽しける民に、御拝借等の憐愍を加ふべきものを、却て民より寸志を

賜り　底本「贈」。

禅洞山永祥寺　曹洞宗、応永年中、実峰良秀開基、除地三十石、後月郡西江原（岡山県井原市）。

鵜ノ目亦右衛門　安永末年に、弁蔵と同役の取締役角尾又左衛門か。勘定組頭を兼ね、百俵上下格。安部野童子問は津尾元左衛門としている。以下、藩士の氏名は変名となっている。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

差上させ、殊に何おか加合付、痩たる猿の菓を貧に異らず。御用金を申付る事、始を知て終を知らぬ道理也。

△質素とは、素はモトヨリともスナヲとも訓ず。

既堯舜は質素を守、平日倹約して凶年飢歳には為レ施二民に一、仁政を専になし給ふゆえ、人民豊にして飢渇するといふ事なし。亦孔子の語に、「*道二千乗之国一、敬レ事而信あり、節レ用而愛レ人、使レ民以二時を一」といへりしかば、農隙ありし時、可レ使レ民。*まことに苟無二是心一則雖レ為二政を一民不レ従。使二民を一事だにも斯の通、まして況、此時に当つて、縦令民より寸志を捧レ君いふとも、おして辞退すべき時節に至れり。然ば、仁政を不レ行、民怨憎して、焉ぞ乱れざらんや。遠き憂無き時は、必近き憂有の基也」と言葉を尽して申されければ、遠藤忽顔色を変し、辞をかへして曰、「一国を纏*某、其善悪を何ぞ弁ざらんや。万一民背レ国、則其罪の軽重を糺明す。貴方の細き心より拙者の行を見給ふ事、*太山の梺より其頂の事をはかるに不レ異。貴方が届かぬ処也」と大言を吐、不興して其席を自讃くも立退ぬ。兎にも角にも、己を先として諫を不レ聞、是以、*忠言逆レ耳、良薬苦二口に一といえるは是等の喩也。其後遠藤の讒によって鵜目又右衛門も終に退役して、大に難儀被レ致けり。寔に本意なき事共也。右体己が身の行ひ、忠を侑る者を遠く、諂者を近づけて、人慾を私にして、渠が一人の栄耀は数万人の歎也。

さて又、沼隈郡*中山南村鍬田惣十郎家は、財禄も余蓄も有り、依レ右御用達被二仰付一、苗字帯刀蒙二御免一、万端花麗にして光陰を送りける処に、御上御差支に付、御用金指出し候而已にて、御利足をも下げ給はぬ故に、身上大に傾き、万事取縮め、逼迫の体に相成けり。府中市上野市郎兵衛、福山*隅屋泰次郎此両人も惣十郎に類す。其外御用金にて身上払底したる者多し。是皆遠藤のなせる所為なりとて、

*楽首に

今はたゞ草ゑんどうが蔓て
下の小草に露もおろさぬ

其頃はんじものとて

お上を笠に着て
そでなき人なり
下もは大こんきう

太だ凶年打続き、在中には扶持方なくて、隣国の湊、所々の町家へ屢々出て、米穀を求んとて質物を持参するに、質屋及二差支一、思ふ程には借せ

道千乗之国… 論語、学而篇の三事五要の言葉。

農隙 農事のひまなとき。

苟無是心… 三事五要についての朱註の意をとる。「然此特論二其所レ存而已。未レ及レ為レ政也。苟無二是心一則雖レ有レ政、不レ行焉」。

時は 底本「則は」。以下同様。

太山の梺より… 太山は泰山。中国五岳の一。山東省にある。淮南子、泰族訓の「太山不レ可二丈尺一也」を念頭において言った語。泰山のように高い山は小人の物指では測ることができない意。

忠言逆耳… 忠言はとかく気にさわり、良薬は苦くて飲みにくいが病気をなおすの意。

中山南村 現、沼隈郡沼隈町。

鍬田惣十郎 実は桑田藤十郎。安永末年、民間の扶持人で最高の二十人扶持。桑田家は沼隈郡の名家で代々御用畳表を取扱う。藤十郎は一族で何鹿（いかすか）とも名のり、宝暦ごろ在方表問屋を営んでいたらしい。

隅屋泰次郎 隅屋宗次郎をさす。安部野童子問は才治郎とする。彼は寛延元年銀札為替役所世話役になったが、明和三年に家作不相応につき押込処分。跡を継いだ宗次郎も、天明五年に家財田地封印町村預で、欠所他参処分。正倫は一揆首謀者の一人と考えている。天明八年帰住許可。寛政三年酒造許可。

楽首 落首（らくしゅ）。短歌形式の匿名の風刺文学。

大こんきう 大根と困窮を掛ける。

ざりけれ共、其価を以、高直なる米穀を少々づゝ求に、米は六合五勺〈尤、依二所に一六合とせり〉、雑穀は右に類す。しかも乏して難レ求。依而菜の葉、木の葉の類、其外野辺の雀、栗樫の団栗抔を食物に交へ喫へども、不レ足事を憂て、御上え達し、御林の蕨の根を掘て水干してかねの粉となし、団子にして喫レ之。統て悪衣悪食を恥る者曾てなし。然間、日々の粮を求事を先とするのみならんや。偖又、臘月上旬より所々の山の嶺に烽火を焼、或は強訴せんとて所々に高札を建けり。是は如何成前評ならんと、人々あやしみて大いに流布をなす。

御林　藩有林のこと。

かねの粉　鳥取県大山周辺でわらびの粉を「わらびのかね」という用例がある。

臘月　陰暦十二月の異称。

前評　前表（ぜんひょう）、前兆・きざしの意。

御役方年貢御吟味の事

然に天明六年丙午の十二月十五日の事成りしが、芦田郡中須村庄屋嘉伝治於二宅に一、其村は勿論、隣村の難渋百姓を呼集、上役人滝淵丈右衛門と云人被レ仰けるは、「其方共、今以御年貢及二不納一之段、不届至極之至、いかゞ相心得候哉。此儘皆納いたせ。於レ及二不埒に一、無レ拠御法之通、縄、手鎖、或は入牢の罪に行ふ也。夫も甚気之毒に存る故、何分近日の内に出精して相納よ」と被レ仰ければ、百姓も又、「只今御談の処一々御尤千万、奉二恐入一候。扨又田畑・家財等を質物に入、銀子を借用仕度候へ共、借人多て貸る人決て無レ之、いか程困苦を雖レ画、一向銀子の積り出来不レ申候て、無レ拠及二延引に一候段、重々奉二恐入一候。さは申ますものゝ、是非共御上納不レ申候ては決て相済不レ申」とて、手当もなき銀子を請合、立帰るもの余程相見へけり。尚又叮嚀成者はさながら請合も得不レ仕、被二差留一、難儀して居る者も甚多し。其頃寒天烈く、殊に終日終夜の事故、百姓も大にこまり入りたる事共也。

然に、夜もはや東雲の明方に雁の声と諸共に、所々寺社の鐘を烈く撞音の聞えぬれば、人々耳を敧て聞。中にも滝淵大に驚き、「いかに役人共、〔之は則ち郡乱と見えけり。先に百姓共〕を帰らすべし。去来拙者も罷帰るべし。依て人足の用意せよ」とありければ、仰に従ひ人足を差出しぬれば、早速召連、庄屋の家を辞し被レ帰給ひけるに、新市村の町外れに立留り、様子を伺ひ給ふに、戸手村天王寺の鐘を撞音の烈き事、耳を貫く。人々群来る声四方に充々たれば、往来の道へ帰り給ふ事、無二覚束一も思召されてや、横道へ馳て、相方村塩首峠を打越、福田村より永谷村、今岡村俄山の峠を打過、御城下さして被レ帰給ひ（し）とぞ。

寸志米石五升と噂有レ之。此時の楽首に
寺々の鐘は無常を告ぬれば

困苦を雖画　どんな苦労も通りこすほどに生活をきりつめるようにでもの意。浜本本「困苦を雖レ尽」。

手当もなき銀子　借用するあてもない銀子。

叮嚀成者　ここでは実直で、あてもないのに安請合しない慎重な者の意。

さながら　言われるままに。

敧て　底本「敬て」。

郡乱　百姓一揆のこと。

中須村　府中市。

滝淵　底本「滝川」。四一頁下段十二行目も同じ。

御年貢…　未進催促でなく、実際は年貢免状下付の触が出たので、事実が混乱している。

天王寺　早苗山天王寺（芦品郡新市町）。真言宗。町村栄明寺末寺。牛頭天王社境内にあり、別当寺。

塩首峠　芦田郡相方村（新市町）。宮内・新市から福田村を経て松永へ出る道にある。

俄山　分郡津之郷村（福山市）。今岡村に通ずる峠道がある。

ここに*ごしようを思ひ当れり

ごしょう　後生。寸志米五升にかける。

晩景　夕方。

強訴差発の事

去程に、十二月十五日の事成しが、*晩景及で、何方よりか出て来る人多かりしに、しかも品治郡の内に足を留て、翌日黎明に至り、一番に西法成寺村*天王社の鐘を撞出し、次に*服部村*大池弁財天の鐘をつく。夫より近田村*宝泉寺の鐘、統て品治郡の寺社の鐘をつきけり。然に戸手村早苗山天王寺の鐘を時刻一度に撞出しければ、寺院役僧走り出、申様は、「誰かも不レ知、当寺へ訴もせずして、早鐘を撞事不届の致方、此儘相止可レ下」と大音声に被レ申ければ、此時百姓口を揃へて、「御当寺に不レ限、惣て所々寺社の鐘をつくなれば、此期に及で礼も法も無二御座一」とて、猶も烈しく撞にけり。依て、御上え右の様子を斯やと申達しける。統て寺社又は村*々より注進する人、櫛の歯を引が如しとぞ。

乍レ恐以二書付一御達奉二申上一候事

一　今朝未明に、百姓数多馳来、早鐘を撞申候処、厳敷差留申候得共、不レ得二止事一、理不尽に撞申候。依レ右、無レ拠御達奉二申上一候。

御領分品治郡戸手村　　天王寺

天明六年丙午

天王社　安那郡西法成寺村（福山市駅家町）古江木にある祇園牛頭天皇をいう。

次に　底本「頃に」。

大池弁財天　西法成寺村にある。服部大池のそばに築造者神谷治部が祠をたてて祀り、現存。服部村とあるは誤り。

宝泉寺　唐川山宝泉寺（福山市駅家町）。真宗。当時東本願寺に属し、最善寺末寺。開基不明。

無御座　底本「無望」。

村々　底本「村に」。

十二月十六日

寺社御奉行所

此外寺社よりの達し書右に類す。

乍レ恐以二書付一御達奉二申上一候御事

一　今朝明六つ時に、百姓共宮寺え推来、早鐘を撞申候。依レ右、御達奉二申上一候。以上。

御領分品治郡戸手村庄屋　　栄六

年号　　月日右に同じ

如レ斯、安那郡、品治郡、芦田郡一度に乱て、大いに騒動するに、分ケ郡、深津郡、沼隈郡の内は、於二上役所に一、年貢の御免状相渡候由にて、村々の庄屋、役人相伴ひ、十七日に御城下近く迄発向致し候処、安那・品治・芦田三郡の百姓、一揆をなすとの取沙汰にて、聞とひとしく大に驚き、後も見ばや、立わかれ、庄屋は足を早めて帰宿す。此噂忽ち響き渡りて、百姓もひたすらに其心を含ける処ゆへ、万機糸口を乱せる如く、亦もや三郡の百姓乱れ出たる姿を見れば、蓑笠を着し、荷俵を負、棒を突、又は鳶口を突、竹螺を吹立、「ワアア〈〈」と大声上ては所〔々〕に群て談合するに、「かく累年凶作の折からに、御用金抔国中の衰微不二大抵一。亦、一宮修覆料銀石九分三厘づつ三年御取給ひぬ。猶又寸志米も追々相増の事、定量

寺社御奉行　阿部家では当時この役なく、寺社方、宗門改の二役が置かれ、郡奉行三人のうち二人が各兼任した。

栄六　信岡平六（一七五五―一八三三）。明和六年十五歳で戸手村庄屋。近在に聞えた素封家で、当時二百石近い小作米を収納し、一方、金融・綿生産・万問屋を営む。義倉設立人の一。寛政二年御用達五人扶持。

分ケ郡　元禄十三年検地で新高十万石が松平忠雅に与えられた。この時安那郡は福山領と天領とに分けられたので、郡内村数と石高の均衡をはかるため、沼隈東部と深津西部の諸村をさいて一郡として分郡と称した。これは自領内限りで、対外的には旧郡名を用い、阿部氏もこれを継承。

年貢の御免状…　十四日にこの旨通達、十六日四つ時出頭を命ずる。故に十七日とあるのは一日ずれている。

なすとの　底本「なすもの」。

御拝借　飢饉など災害のとき藩から救恤の意味で貸し下げる米銀。年貢米未進のときも利用されたが、実質は裏判借用となっている。

大比良文蔵　この一揆の立役者。沼隈郡常石の者とのみ知られて、具体的事歴についてはまったく不明の人物。

一組々の異名　このように異名をつけるのは、すでに宝暦三年の一揆で採用され、村ごとに行動範囲・目標をしぼるなど組織性を発揮。天明一揆もこの故智にならう。

用捨して　容赦して。手かげんしての意。

三十人を引率して　一揆の鎮圧には徒士・足軽の鉄砲組・槍組があたった。一組は物頭一、小頭一、十人目付が在目付一、二、平徒士二十三、四その他足軽で編成。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

の御年貢さえも上納難一相成一に付、御拝借等御憐愍を願上候得共、一円御慮も無レ之、民の難渋、困苦を尽しける処をば不二弁給一、剰、寸志米当年も差上候様被二仰付一抔の事、是皆遠藤のなせる所為なり。何を以、是を上納せん。銘々共は致方無レ之。孰もいかゞ思召すや」と口々にぞ申ければ、中にも大比良文蔵、遮て申けるは、「何無レ限談合すといへども、不レ尽事故、去来此場を立退き、才智有者には願書を調へさせ、可二達出一。其外の者は村々の庄屋を宅え行て食物を乞求むべし」と大音上に申伸れば、一統此詞に属して、方々えぞ立別れぬ。則ち一組々の異名、或は大比良組・棟比良組・静組・山口組・山下組・山田組・鳴子組・丸山組・野江組、此外異名数多なる事故、不レ能二知事一。扨又隣村を用捨して、遠村の御役場へ行て食物を乞求むべし。されば庄屋々の家には門内の庭の面に釜を幾つも据て、飯を炊也。

口達　底本「御達」。

唯謹で　底本「唯誰で」。

岡山膳右衛門強訴を鎮に出らるゝ事

翌十八日は、郡中不レ残大に動乱せり。依て於二御上に一御評議取々也。然に強訴を押鎮めんとの御事にて、誰彼と方々へ御出立に、岡山膳右衛門三十人を引率して、馬に鞭打、芦田郡中須村庄屋嘉伝治が宅え差向け御出給ひければ、門内は勿論目下に群居人、数百人也。然処、下役人を以被レ仰けるに、「岡山膳右衛門様御聞届被レ遊候故、願書にても口達にても、願の箇条申上よ」と被レ仰けるに、誰有て何一言申上る者もなかりけり。尤、強訴もいまだ初発なれば、いか様申上てよい事やら、様子は不レ知、唯謹で居る計也。扨又、「百姓共計、我屋〳〵へ立帰り、願書を以、箇条の赴を申上よ。御評議の上、百姓共立行様にいたし可二遣す一故、左様に相心得（よ）」との依二仰に一、一同に奉二承知一て、此場を立去に決しけり。依而岡山も御深切に被二仰聞一、御城下さして帰給ひしとぞ。

村岡伴蔵　村上半蔵（一七四四―一八〇三）。蘭陵と号し弘道館儒者となる。

村岡伴蔵強訴を鎮に出らるゝ事

附たり　遠藤氏不首尾の事

穢多共難儀に逢ふ事

郡中入乱て大に騒動する及て、於二御上表に一、御評議取々有けるに、中にも遠藤弁蔵進み出、申されけるに、「拙者に二百人の足軽勢を御かし被レ下度。左候へば、百姓共群居の処え進込、色々弁を尽し申聞する事の候。万一我に背者有レ之時は、百姓共を二三十人討捨仕なば、争是に恐れざらんや。高が匹夫下臈のなせる所為なれば、早速相鎮可レ申事に存入ます」と被レ申ければ、其席の

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

大公儀の御法　幕府の法令。明和六年正月の触では無差別逮捕主義ではあるが、切捨てや鉄砲の使用を禁止。

厳敷慎被仰付　弁蔵は二月七日に免職、謹慎を命じられたのは二月十六日であるから、時期が前後している。

町村　芦田郡（現、府中市）。

里正　庄屋。

御殺生方　この役職なし。盗賊改め役をさすか。

猩々緋　猩々の毛色に似た黒味を帯びた鮮やかな深紅色。またはその色の舶来の毛織物。

畢竟の用意　いざ最後というときの用意。

御衆中の被レ仰には、「大公儀の御法も有レ之故、二三十人はさて置、一人も討捨にいたする事決て相不レ成」由、堅く制せられければ、一言の返答も無レ之次第にて、甚不首尾と被二相成一けり。依て是より厳敷慎被二仰付一、門外え出らるゝ事も相叶はざりしと也。

然る処に、村岡伴蔵、強訴を鎮給ふ御役に指向られ、五十人を引率し、警固に至迄立派にして、行列正しく町村の仲迄馳せ来、様子を窺見給ふに、凡目下府中市抔も、寄集し人雲霞の如く、人々充々たり。斯数万人群し処へ出向はれ候事、無二覚束一とや思召れけん、爰において、町村里正四兵衛の宅へ立寄、休息致さんとて門内に御入有と見るに、間もなくして御殺生方其外の衆中も門外に立并居て、猩々緋の掛りし鉄砲を携、玉くすりを込れけるを、百姓是を見て、大に怒を含、罵けるは、「其鉄砲にて、多勢の者を討んとすると思へたり。討たるゝものなれば、討てよ〳〵」と、呼声寔に天に響、地にみちて、山も崩るゝ心地せり。然に村岡伴蔵大に驚き門前に走り出、「いかに百姓共、先々相鎮るべし」と有ければ、暫仰を守、慎て是を聞に、「如レ斯鉄砲を携来るといへ共、全く敵たいせざる其方共を討取とにはあらず。畢竟の用意に持参するもの也」と大音上に申されければ、此時百姓異口同音に申様は、「討給はざる鉄砲なれば、玉くすりはどふして込給ふぞや」と申ければ、一言一句もなかりしに、頓て其西の側なる小川伝に馬乗にて進み来り、申されけるは、「其方共、斯の通強訴するなれば、願の箇条、言上にても願書にても差出せよ」とて、次第に百姓のもとへ近為レ寄ければ、御いはせも果さず、隣家に有合焼木の積重たるを抛やら、川の小石を打付るやら、恰手鞠のあやおるに不レ異。然共、一騎当千の勇士なる故、前後へ打払はれけれ共、其礫馬には当て大に尻込し、何かはもつてたまるべき。又もや四兵衛が宅へぞ入れける。於レ是、百姓も噌々として居たりければ、暫時休息有て、皆々庄やの家を辞し、百姓の猛勢に恐てや、心急て被レ帰ける。跡えは、百姓散々に推寄せて、家内の者は裏道え飛で逃、見る間に家財大半打崩し、哀也ける有姿也。

手鞠のあやおる　手鞠のあやおり（数個のまりや竹筒を手だまにとる曲芸）の動詞化。

噌々　快い顔つきの様子。浜本本「心地よし」。

帰るさに　帰る途中で。

三八　三八とは、もと水野勝成の草履とり。三八が城下三吉村に居住し、以後頭の世襲名となる。

然に右の村岡伴蔵、其帰るさに、於二坊寺村一大成藪有。此蔭に群居る百姓是を見るに、警固に召連られしは穢多頭三八共也。「己三八共は何しに出来るものや。百姓強訴ごと雖レ致、盗を致する者とては少しもなく、さすれば己等が手に掛るもの一人もなし。縦令御召連給はんと御下知を蒙ると雖、達て辞退可レ申奴ばら成に、狼藉者かな、

危く　底本「巻く」。
窮鼠来て咬んとする　窮鼠猫をかむの喩。弱い者が追いつめられて必死になって強い者を破るの意。
抜身　刀や槍の鞘から抜いたもの

海ケ峠　沼隈郡神村（福山市）境。赤坂村長者原を経て新市方面へ道が通ずる

長者ケ原　沼隈郡赤坂村（福山市）の枝郷。万治元年品治郡向永谷村（福山市駅家町）百姓の開発。元禄年間に新田高を赤坂村分とする。尾道西円寺建立者と伝えられる新荘太郎実秀なる長者の伝説がある。

いな　ぼらの二歳稚魚をいう。
向ふ付　日本料理で膳のむこう側につける料理のこと。

一人も此儘にして可二返す一か、遁しはせじ」と前後より数多の百姓取巻て、既に危く見へし処、窮鼠来て咬んとするに不レ異。三人共もこは叶はじと、抜身を打振て漸々と切ぬけければ、百姓も後より追討に礫をもつて打立て〳〵、三八共も半死半生にして、息を限に逃帰りしとぞ。

海ケ峠にて百姓難に逢ふ事

沼隈郡於二神村一海ケ峠と云処に、上役人井ノ口伝蔵二十人を引率して、強訴を鎮に出て、鳥渡烟草をして居られければ、斯とは知らず、丸山・野口組抔の者、多勢打連、長者ケ原を打過、海ケ峠を越んとするに及で、或人申けるは、「万一此先に上役人出向はれなば如何せん」と申ければ、或人の答けるは、「かくの通多勢相伴ひし事なれば、縦令上役人二十三十にて此道を立塞ぎ給ふ迚も、争恐れ退く事はなし。夫は差置、此辺の庄屋許には、膳部は四つ組にしていなの丸焼を向ふ付にし、くわするとの噂、最早時刻も午の刻に差移ぬれば、空腹也。片時も早く其家に行き、食物を乞求むべき」抔と四方八方の物語しつゝ、其真先を見やりぬれば、上役人陣笠を被り、鎗・鉄砲・棒を携来られけるを、皆々是を見て大に顚倒して、山林の中とも不レ厭、風に従ふ木の葉の散乱するに不レ異。即時に人は飛去けるを、井ノ口伝蔵声を掛、「一人も不二残さ一引縊れよ」と下知有ければ、同心衆中追かけ来、即時に三人縄手にかけられける。

同心　福山藩にこの役なし。盗賊改め役か、悪人改め役をさすか。

尋常に　すなおに、おとなしく。

御忍情　御人情。

然に長者ケ原なる小家に女房一人在し処へ、幼年の岩助逃込、「我を助て」と申、床の下へ鼠の如く走隠れ込ければ、同心衆跡を追来、彼の女に向い、「只今此屋へ逃込し者有。何処に居るや、早くも連出せよ」と有ければ、「此内へ入し者一人も無二御座一。夫は間違ひなし給ふや」と申ければ、同心衆も、「慥に見届、追来し事なれば、相違可レ有様曾てなし。尋常に白状致せ。異議に於レ及は、其方倶に一緒に引縊、拷問せん」と厳敷言葉を詰られけれ共、（更に驚く顔色もなく、同心衆も不審には乍レ思も、事急なれば、無レ拠其儘に差置き帰りける。右の岩助もふるい恐れて、胸騒ぎ止まざれ共）、そろ〳〵と床下たより這出、かの女に向い、「其元の大丈夫、女ながらも適の胸中、甚以驚入たり。白地に白状し候はゞ、忽縄手に掛、獄屋に引れんものを、預二御忍情に一、急難をまぬかれし事、我此世へ再び出たる心地せり」と返す〳〵も厚く一礼して無レ恙も帰宿す。

然に同心衆、右縄手にかけ置し三人の者共に、「所は何方、名は何と申や」と相尋なされければ、

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

「出生は当国、所は野江、名は平四郎好介」と申ければ、同心衆も又、「出生は当国に紛有間敷けれ共、野江と申処、是迄不レ及レ承。扨又、此前の名は何と申すや」。「名はつうと申候。親父や母がつうや〳〵と兼て申ます」。「*われが親の名は何と申や」。「名はとくさ、と申ます」。「人も左様にいふか」。「人は親父さま〳〵と申ます」と答ければ、「己めはしぶといやつかな。致方も雖レ有レ之、幼年者故、此儘に差赦し置故、已来急度相慎申せ」とて縄手も赦されけり。其外二人は獄舎をさして引れけり。

然に右つうの親を佐三郎と云。父子供行*かれたれ共、父佐三郎は足早に飛帰り、女房に、「*躬常松は御同心に召補し様子存る」と告知せければ、夫婦諸共に大に歎き、落涙してぞ居たりける。頓て門前に常松が声、足音の聞へ侍りて、両親は踏所も不レ覚走出、様子はいかにと尋れば、「尤一旦は召捕れしかども、御上人をも不レ憚、とぼけたる体に申ければ、幼年の者故、差赦されけり」と具に語聞せければ、「誠に死したるものゝ蘇生したる心地せり」と両親は大に喜悦致しけり。

われ　この地方の方言。お前の意。

行かれたれ共　「行かれたれば」の誤りか。

躬　国字。おのれの分身の意。

西村・高須村　両村とも沼隈郡（尾道市）。関賃番所（口留番所、人馬の通行、物資の移出入を監視するために国境に設置）が設けられる。

樋上惣兵衛強訴の押に出らるゝ事

去程に、*西村・高須村の庄屋の宅には、門内には釜を幾つも据、飯を炊て百姓に施を専になす処、立替入替、幾千人と云差別もなく、夜に入ぬれば、白昼のごとく燈火を輝して、大に混雑したる事共也。然に高須村*今宮のあたりにも大に群居ければ、*今津村*剣社の鐘を烈く撞音を、西村・高須村辺に居る人々、剣社をさして急行処に、樋上惣兵衛三十有余人を引率して、馬に鞭打、*陰陽石のあたりへ進来られけるに、百姓案外に出向ひければ、樋上、下役人を以、「百姓共願の箇条、聞届可二遣す一故、強訴を相止め、皆々我屋へ罷帰るべし。何分主共は何方の者なるや」と御尋給ひければ、「私共は当郡内の者にて御座候」と申上る。乍レ去、願の箇条の義は小百姓或は若輩の知る処にあらず。取不レ敢の事のみ申居る処へ、其西上の山畑の中より、誰かも不二知ら一、ばら〳〵と塊を抛ければ、樋上大に御立腹にて怒らせ給ふ。「己等、願の箇条を聞届相叶へ可二遣す一」と社申のに、不足有て左様な慮外を致事やらん。につくき奴等めを追掛て引括れよ」と怒の声を被レ上ければ、いふにや可レ及。同心衆息をはかりに追かけられ共、はや人顔も不二見え一頃にて、悪党者は何処へ走行やらん、影もかたちも見へざりければ、いかにとも無二為方一、実に残念の事共也。斯折からなれば強訴も*輒相鎮る色も見へざりけり。折角出て来

今宮　高須村産土社、今宮八幡宮。もと島であったが、万治二年沖に新開をひらき、地続きとなり、山陽道もこの地の北側を通るようになる。

今津村　今津村（福山市）には山陽道（西国街道）神辺・三原間の間駅として今津駅が慶長七年に設けられ、駅馬十五頭を常備した。時代とともに在町を形成した。

剣社　今津村産土社、剣大明神。祭神は素戔嗚尊の帯剣である布都御魂（ふつのみたま）という。

陰陽石　西備名区巻十五「剣社のまへ、官道（山陽道）の側にあり。陰茎陰門さし向ひたる形容、見るもの一笑をのこす」。

輒相鎮る　底本「輒相鎮に」。

今津村の庄屋　この村の庄屋は代々河本氏の世襲で、本陣でもあった。当時は寛延四年以来の弥吉であった。

東村庄屋藤八郎　東村（福山市）。藤八郎は石井藤七。安永六年から文政二年まで勤めた。

新庄本郷村　沼隈郡本郷村（福山市）。村内に新庄山という山があるので、新庄本郷村という場合があった。

庄屋　石井寛右衛門。俗名金七。宝暦十一年以来庄屋。世襲庄屋であるが天明一揆後辞職。佐藤家と交代。庄屋手控としての「万納記」を遺す。

られし甲斐もなくて、今津村の庄屋え立寄り給ひければ、百姓数多食事を給てぞ居たりしに、樋上、下役人を以、「願の箇条、願書又は口達を以也とも申上よ」と有けれ共、誰有て一言一句申上る者もなく、唯慎で居たりしに、尚又、「随分静に支度致して、強訴を相止め、皆々我屋へ帰れよ」と御深切に仰られければ、唯、「はい〳〵」と計申上と也。然に樋上は御弁当を御召被成て、庄屋の家を辞し、御城下さしてぞ被帰ひしとぞ。

才田園右衛門強訴を制に出らるゝ事

されば東村庄屋藤八郎は財禄・米沢山に所持したる家なりし処、強訴の者幾千人雖来と、叮嚀に挨拶を加へ、膳部を指出しける。然処へ才田園右衛門三十五人引率して、馬に鞭打、御入来有ければ、数多の百姓、食べ居る食事を指置て、謹で居たりければ、下役人を以被申けるに、「願の箇条申上よ」と有けれ共、誰有て一言申上る者もなくて居ければ、猶又「強訴を相止め、皆々早く我屋へ可帰。左候へば、百姓共の願意を御評議の上、御叶へ被為下候間、左様に相心得、早々此場を立可退」と返す〳〵も申聞せ置て帰り給へり。然処、新庄本郷村の庄屋は、小身者にて、庭の面に釜を二つ据、飯を炊く処、いまだ飯のか

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

椽　この地方の方言。はんきりをさす。

まぶれ　まみれる。

郡中庄屋の宅へ…　二十日に安那郡徳田村庄屋徳右衛門宅にて願意を受理し、あらためて願意に添うよう表明。

軒別に米五升　実は米ではなく、夫食米として稗六千石の購入代銀を下付した。

はかざるを、今や遅しと椽へ取入て、我勝に引取んと、御轡をまわすが如く、多勢の者引まはしける内に、つい取落しければ、飯は砂にぞまぶれけり。然に其飯を漸七八分計も拾ひ揚てぞ喰ひける。斯折からの其辺は、大成川原。此処に、数千人群居ければ、才田園右衛門、御来臨有之て、右東村庄屋藤八郎方の通に、下役人を以、被仰けれ共、一言の御対も申上る者は無之、依而又の仰には、「早く強訴を相止て、皆々我屋へかへれよ」と返す〳〵も申聞せて御帰り有しとぞ。

上役人御上意の趣、於庄屋之宅に申渡の事

去程に、郡中庄屋の宅へ隣村二三ケ村の百姓を呼寄、御上意の趣を金剛常八郎被仰渡けるに、「如何に愚昧の百姓とは乍申、国中を動し、殊更庄屋の宅を破却し、甚以不届千万言語同断に候。於御上に思召も雖有之、今般格段の御慈悲を以、百姓共の重き罪をも此儘に差赦被為置、加之別て御憐愍の上、百姓共軒別に米五升づつ御下げ給ふ故、難有頂戴、御請申せ。左候へば於御上に御評議の上、百姓より指出置候願書の赴、追て被仰渡候間、此旨一統可奉承知者也」と被仰渡ければ、百姓も難有奉承

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

騒動も相鎮り　二十日ごろに一揆は引揚げたので、二十一日に藩庄屋に百姓の帰村状況、打ちこわしや炊出しの被害、藩役人の出張費用の報告を提出せしめた。

御用米　藩主の食用のための御膳米。納入規格は厳重で、不合格になる場合が多かった。

過米間銀　御用米が不合格になり納入割当量に足りない時の代銀納分。公定価格が市価より高かったし、しかも当年は当作の米もない三月十二日に銀納をあてにして一両日中に納入を命じている。

不勝手　生活が困難なので。

御蔵　藩の収納蔵。

先納・初銀納　当年分年貢で代銀で納めるもの。先納銀は七月一日、初納銀は八月十五日納めであったが、天明四年にはそれぞれ五月三日、八月八日に早まり、六年にはいずれも三月五日切としている。

御払米　正規に納める年貢米。

小面　小百姓の一人一人。

小日記米　村入用米。

月割御払米　御払米のうち月割で収納するもの。天明六年に七月から今年度分の収納を命じている。収穫前で必然的に高額な代銀納となる。

御貸上銀　藩が農民から借りる名目の御口入銀。天明六年は五月に上納させている。

知一てぞ立帰りける。扨又、上役人滝淵丈右衛門其外御役人村々え御発駕有レ之、郡中不レ残申渡されけり。依て騒動も相鎮り、追レ日、及二月廻に一、

西備遠藤実記　二

百姓願文之事

乍レ恐書附を以奉二願上一候御事

一　御領主様被レ為レ蒙二御役を一、御祝儀米四（千）石、凶作に付、得差上不レ申願之事。〈但し庄屋より百姓へは五千石と被二触出一候。〉

一　御用米・過米間銀、百姓共不勝手之筋に付、御止被レ下度、御願之事。

一　納米之節、御蔵にて他村へ売払、庄屋御用銀主へ差払、御上へは及二御差問に一候間、御吟味被レ為レ成被レ下度、御願之事。

一　先納・初銀納・秋銀納・御払米等、小面より相納候分、庄屋引込に付、御吟味被レ下度、御願之事。

一　小日記米、不足に相成候分、弐割之利付に被二仰付一度、御願之事。

一　月割御払米、御願之事。

一　御貸上銀御願の事。〈但し御用銀之事也。〉

不埒ながらに　まだ完納していないがの意。

綿役所　従来御用商人に任せていた綿運上所で領内生産の綿について運上をとっていたが、天明四年実綿の他所持出を禁じ、五年に綿役所を設置、抜綿荷を厳重に取締った。

畳表御運上銀　領内生産の一般商用表にかけたもの。水野家時代は一丸五匁、末年に七匁三分だったのが、阿部家になって十三匁三分になる。

入庄屋　兼任または専任で他村の庄屋となること。

御用捨米　村高のうち旱害・虫害などで当年限引き高となるもの。

村小日記　村入用の元帳にあたるもの。

御年貢等も不埒ながらに、百姓も漸々と越年いたしける。

一　穢多共、抜身にて百姓共を追候段、狼藉者不埒、御吟味之御事。

一　村々庄屋御差替、御願の事。

一　綿役所御止め被レ下度、御願の事。

一　畳表御運上銀、直段御下げ被レ下度、御願の事。

一　入庄屋御止め被レ下度、御願の事。

一　一宮社御修覆料銀、過上御下被レ下度候、御願の事。

一　御用捨米三千石、百姓共へ御下被レ下度、御願の事。

一　村小日記、毎月百姓共相改申候様、御願の事。

一　銀納八月九日に被レ為二仰付一被レ下度、御願の事。

一　検見之節、中間一人に銀三匁づつ遣し申候。已来相止め申候様、御願の事。

欠米庄屋　御蔵欠米作配（おくらかんまいさはい）。年貢納入検査の時、数量不足（欠米）や規格に達しない（はね米）場合、足米（たしまい）として百姓へ二割の利で貸付け、春上納するよう作配をする。

御裏判借用　裏判銀制度のこと。年貢未進や郡入用・村入用などで不足銀が生じたとき、郡方手代の役方裏判による藩の保証を銀主に与えて無担保で貸付ける制度。月一割五分―二割の高利であった。

御蔵ばゞ　年貢納入時に蔵方の仲間等の妻子を入れ、はね米を集めさせ、半分を百姓に返し、半分を婆拵（ばばこしらえ）賃としてかの妻子たちが受取る制度で、蔵方の非道とみられていた。

庄屋小日記　村小日記に同じ。

内借　百姓や町人たち相互間の貸借のこと。

御領分中　底本「御領文中」。

稲作毛見　当年が不熟の時村役人が下改めをし、代官へ願い出て検見を受ける。村内で不作の者だけにする人別作平均検見、村内の全稲作の状況を調べる一村坪入検見、検見日数・費用の節約のため引き高を提示して認めさせる相対検見があった。

一毛荒綿御見分　綿は藩の統制下にあったので、その年限りの不作（一毛荒）の時見分して、その承認を得る制度。

一　綿作不熟の節、御見分被レ為レ成被レ下度、御願の事。

一　村役人の印形、庄屋の方に相預置候間、已来庄屋預申間舗、所持可レ仕候様、御願の事。

一　御蔵にて欠米庄屋、已後御止め被レ下度、御願の事。

一　御裏判借用の節、印形郡役所にて取揃申候様、御願の事。

一　納米の節、御蔵ばゞ御止め御願の事。

一　庄屋小日記、郡役所にて判形、百姓へ為二読聞一御願の事。

一　御拝借米、御捨被レ下〔度〕、御願の事。

一　内借質物証文入、三十年賦被レ為二仰付一度、御願の事。

一　裏判証文入預り銀、三十年賦被レ為二仰付一度、御願の事。

一　御領分中、頼母子講、破講仕候様、被レ為二仰付一度、御願の事。

一　惣て、稲作毛見・一毛荒綿御見分等の節、御上役人多人数に付、下方大に費に御座候間、小勢にて御見分被二成遣一度、御願の事。

一　去年中、年貢不足五年賦に被レ為二仰付一度、御願の事。

右の通ロ御上様、格段の御慈悲を以、願の通被レ為二仰付一被レ下度、偏に御歎奉二申上一候。右願の通被レ為二仰付一被レ下候はゞ、重々難レ有仕合に奉二存上一候。以上。

天明六年丙午　〔御領分中

十二月　日　惣百姓〕

御上様

郡中一統、於二庄屋の宅に一百姓共へ御書下読聞せの事

一　去午の十二月に、願書を以、百姓共に不勝手の趣数々の相願出候事、於二ロ御上に一、取々御評議有レ之処、百姓共より願出候事、御上にも一々御趣意も有レ之、依レ右、願の箇条不二相叶一候。尚又如何に無二弁も一愚昧の百姓共とは乍レ申、結二徒党を一、及二強訴に一候事、言語同断、不届至極の至に候。扨又当月廿六日より御年貢御取立被二仰付一候間、心得違無レ之様、一統奉二承知一、御年貢不足皆納可レ致事。

一　百姓共心得違にて、又候及二強訴等に一候はゞ、一々召捕、入牢被二仰付一、尚又召捕人多勢にて、牢狭き時は、御蔵へ指入置被レ遊候間、左様にして急度相慎可レ申者也と被二仰渡一候。

未正月十六日

右の通、従二口御上一被二仰出一候て、郡中於二庄屋の宅一御読聞せ有レ之候処。

百姓密に相談の事

されば、如レ是の振合なれば、百姓の存望は水の上の泡となる故、一円不レ入レ腹、将に所々打寄、及二談合等に一、申様は、「既旧冬、従二口御上一御触出しの趣にも、追々御評議の上、百姓共立行様に被二仰付一候間、左様に奉二承知一よと被二仰聞一候故、其時御憐愍の程、厚く御歎申上置候。然ば此儀争相違可レ有様無レ之。然処、今般願の箇条相叶ひ不レ申とは、上、上として下を欺き給ふ事、是全く遠藤の仕所為やらん。何分、遠藤に百姓をさせ侍りたきものなり。併、百姓の業たる事は、炎暑、強寒、風雨をも不レ厭、田中に身を曝し、扨又田畑を耕事の透隙には、手拝等の辛抱、艱難して、漸々代ものを調売たる処、利徳に成事は纔成もの也。偖又、五穀何角を作り立るに及ては、霖雨の障、洪水の難、或は旱魃して、濁水の砌には水を掻取事、日夜怠りもなく、挙てかずへがたき骨折也。且は大風の難、湧出る虫抔も数々有、又は悪敷霧立籠て、作物等に障をなす事もあり、照降さのみ足り不足なく共、寒暖不順する時は作物不熟す。凶作なれば貢に納る米だにも乏敷して、御年貢不納に及、又糞代、干鰯、千徳、或は家来の給銀、其の外諸払等の煩もなくて、困苦を尽し、胸中を休ずる事、寸暇なく、何分遠藤に百姓をいたさせ見度もの也。況此時に当て、民の難渋、飢を忍て渡世を経営けるをも弁へ給はぬ故、遠藤の首を貰いたい」抔と取々様々耳を汚事のみ也。

其頃の楽首に

遠藤は潮料理の桜鯛
天窓を好む下戸も上戸も

同じく

豌豆がまめで居るなら国は味噌
とふしてさかなやりの田楽

百姓の強訴再発の事

去程に、天明七年未の正月に相成、雖、未だ百姓は胸も定かならず、罷在候処、斯の通願の箇条相叶はざる赴被二仰出一候。「然る上は、来る廿六日より御所務人残米取立被レ遊候趣、雖レ然、何も無二御座一故、何を以上納せん。夫は差置、扶持方等も無レ之故、去来貰ひ喰ひ致さん」とて、郡中不レ残又候騒ぎ出にけり。

手拝　農間の余業。
艱難して　つらいことにあって苦しむこと。
代もの　商いの品物。底本「代りの」。
何角　何やかやといろいろな品物の意。
霖雨　長雨。
千徳　菜種の油粕を岡山・広島地方で「せんとく」という。
家来　ここでは、奉公人。
経営　底本「経受」。
潮料理　鯛などの切身や頭を水と酒で煮て、塩で味をつけた料理。
御所務人　年貢取立役人のこと。底本「御所替へ」。
残米　年貢米未進について越年納入（春越し）が一部認められた。この越年分を残米、春越米という。取立のため役人が出張したところもある。
貰ひ喰ひ　底本「笑ひ喰ひ」。

山手村… 山手・津之郷は分郡(沼隈)、他はいずれも沼隅郡（ともに福山市）。

みのこし 水越。赤坂村と加屋村境の山街道にあり、近くに足利義昭墓と伝える塚がある。

遣すべき 底本「かけ」。

大川左内強訴を制しに出らるゝ事

附たり　百姓召捕るゝ事

大川左内、三十五人引具して、馬に鞭打、*山手村の庄屋、津之郷村庄屋、長和村庄屋、山北村庄屋、赤坂村の庄屋、又はみ*のこし迄巡村して様子を伺給ふ処、神村の酒屋王住屋の傍に、凡千人計群居由承て、馬を早めて馳入て、下役人を以被レ仰けるに、「百姓共願の箇条、追て相叶へ*遣すべき故、強訴を相止め、我屋〳〵へ罷可レ帰。此命に於二叛に一、一々召捕、入牢申付る也。若牢狭き時は、御蔵へ入置被レ成る也」。先、彼等に見せしめの為とて、同心衆の間近く居ける山口組の者の内、伴七、儀八、久六都合三人縄手に被レ掛けり。然共、至て柔和成者共にて、何も悪事はなさず、さにあれば罪に行はるゝ我々にあらず。よつて何一言の断も申さざるにや、召連御城下さして被レ帰けり。跡に在居る多勢の百姓は評議取々、口々に潮哢する事、物騒ケ敷事共也。

扨又、右の三人は早速入牢致ける。於二其処に一按るに、「願文の様子は我等如き者の不レ及処にして、我屋に於ける処に多勢来て、騒ぎ立てる故、無二余処一出て来れり。如レ是我れ〳〵を罪せらるれば、国中に無レ罪者、争無レ之道理也」。互に心腹を語り合ふても居たりければ、無レ程して蒙二御免を一、出牢してぞ罷り帰りぬ。

藤江村 沼隈郡（福山市）。

松永村の庄屋 松永村は沼隈郡(福山市)。庄屋は村上元助。安永以来勤む。

金見村 沼隈郡（福山市）。

*藤江村表の丹兵衛家破却の事

*松永村の庄屋は、財禄も余程所持したる者にて、百姓幾人り雖二来と一、悉く食物を与ふ。偖又、尼ケ崎屋伴兵衛は酒店也。依て百姓酒を乞ふ故、与レ之。金見村庄屋は、身上余程衰へける処、米飯を与ふ。然共、米尽て粥を炊て出しけるに、是も尽て炊事あたはず。然処大に破却す。扨又、藤江村庄屋恵茂作は、財禄、米余蓄有家にて、食事を出すに挨拶をして飽迄くはしむ。

然に表の丹兵衛は、家も栄え、*有徳に渡世をいとなみけれ共、世間の人に疎まるゝ心有やらん、右恵茂作方にて食事を給ては、丹兵衛が宅へ〳〵と進み来て、打崩さんとて、*門長屋の柱に悉く疵を付て、*碇縄を取出し、柱に括付、数多の百姓声を揃へて引倒さんとすれ(共)、素より手堅き家作りなれば、幾等寄合、声を揃えて雖レ引、*素り手堅き家作りなれば引倒さんとす也。*一円不レ動、本家も右同様也。然に土蔵より米穀、諸道具、着類等を取出し、絹布抔を引さき、目覚しかりける有様也しとぞ。

有徳に 財産があって、くらしが豊かにの意。

門長屋 長屋門のこと。

碇縄 物をひっかけて引張れるようにいかり形の道具をつけた縄。

素り… 文意前後重複。写者の誤写か。

一円不動 ぜんぜん動かない。

山田村　沼隈郡（福山市）。実は上・中・下の三ヵ村に分かれ、独立の行政単位となっている。

節季　仕入れ、売上げ、貸借関係など清算を行なう時期。一般に盆・暮・節句前であるが、瀬戸内地方ではとくに年末のことをいう。

無他事　しかたなく、やむをえずの意。

其日の役前　その日にはたすべき任務。

焼頬火にも不懲　「火傷（やけど）火に懲りず」の喩の意訳。これまでの失敗にも懲りないで、同じことをくり返すこと。底本「不徴」。

庄屋惣十郎　桑田藤十郎のこと。

塞迫の体　逼迫の態。ここでは、家計的に追いつめられている状態の意。逼塞と塞逼と誤解し、これを「ひっぱく」と誤読したか。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

樋口善兵衛強訴を制に出らるゝ事

樋口善兵衛、二十五人士卒を纏、発馬して山田村の辺を回村して、庄屋の方へ行れければ、庭の面に釜を幾つも据え、飯を炊て、百姓にあ（た）へけるも有。又は家を破却したるも有レ之。扨又多勢群居る所にては、下役人を以被レ仰けるに、「百姓共書付を以、不勝手の筋を願出候処、格別の御慈悲を以、相叶え可二遣す一故、強訴を相止め、宿元へ皆々罷帰れ」と申渡されければ、御いはせも不レ果、百姓も又詞をかへして申様は、「既に去節季に、庄屋〳〵へ百姓を集、願の箇条相叶へ可二遣す一。其上軒別に米五升宛被レ下候間、別て難レ有可レ奉二承知一とも被二仰渡一ける。然に一旦仰被レ渡候御下知のひるがへる事、上として下を欺き給ふとは、いかにも背二本意一候」。「又こそ出たり昼狐、欺ぞ〳〵、欺されな。ワア〳〵〳〵」と声を上、竹螺を吹立、騒ぎ立、大に嘲哢致しける。於二爰に一、樋ノ口は無二他事一、其日の役前なれば、焼頬火にも不レ懲して、尚又中山南村庄屋惣十郎方へ行れければ、彼が家、塞迫の体にて、倹約すといへ共、財禄も多く所持し、殊更に心深き者成故、百姓に飽迄食物を施し、其上銀札を二匁宛遣しける。将に此事遠近に聞えて、幾万人来るとも、其数は不二知れ一。余り大金に及事故、減じて一匁宛与ふ。尚又醤油の実を掬ひ揚て食ふ者も有、殊に凶年の折柄なれば、珍敷味ふて喰ふ者もあり、かく折からに、樋ノ口善兵衛、強訴を制せんとて、百姓を居直らせ、下役人を以被レ仰けるに、「去程に、百姓共書付を以、不勝手の箇条願出候処、今般格段の御慈悲を以、願の通相叶へ可レ被二遣は一故、強訴を相止め、皆々我屋へ罷帰れよ」と申されければ、即、群居る百姓申様は、「なんぞ、かはりたる仰被レ渡か」と耳を敲て、聞し処、幾度聞も同じ事也。「欺ぞ〳〵、欺されな。ワア〳〵〳〵」と騒ぎ立、さつと一度に門外に立出にけり。直に草深村寄の官の広場に詣て、群居る人、夥き事共也。

草深村寄の官の広場　沼隈郡草深村（沼隈町）にある幕府への献上畳表を収納する御蔵と表役所の広場。

夥　底本「顆」。

つくりがなふて　字の旁（つくり）にかけて、作り、つまり作物の収穫がなく、偏（へん）を変にかけ、変事が多発するの意。

水呑村庄屋佐次郎　実は佐太郎。水呑村は分郡（沼隈）。現、福山市。

其頃の楽首に
百姓の野に彳といふ文字は
つくりがなふてへん計りなり

村々庄屋の事

水呑村庄屋佐次郎は、財禄も余程有レ之、殊に大家成しが、殊の外侈り太だしき者にて、身上大に傾き、雖二然と一、百姓来る時は、悉く食物を与ふ。長和村庄屋弥平次は、財禄も日々に弥増けれ共、心緒吝嗇の者にて、兎にも角にも米を炊く事を厭ふ。然共、飯を炊かざれば其儘にせず、仍て無

割庄屋　大庄屋のこと。一郡一名。郡内庄屋以上の家柄で資財の富んだ者を任命。寛政元年廃止。管内庄屋のもちまわりで世話役年番庄屋制となる。以後寛政三年復活、文政六年再廃止、幕末にいたる。

不厭じとて　底本の誤写か。浜本本「不レ厭。加屋村…」。

儀兵衛　実は三郎兵衛。

二他事一飯を炊て与レ之。山北村今水藤右衛門は割庄屋、殊に財禄も有レ之といへ共、尤、大借有。然共、此強訴願ひ相叶ふ時は、借金も年賦に成し故、百姓に食物を施事は少も不レ厭じとて、加屋村佐平次は飯を炊米つきて、家を破却す。佐波村庄屋丈助は右に類す。津之郷村庄屋儀兵衛は右同様也。さはいへ共、右の様子を具に申立ければ、家をば不レ破。

吉孝右衛門の祐難に逢ふ事

されば、未の二月四日の事成しが、強訴を制せんとて、三十五人士卒を連、馬に鞭打、鞆津を指て急がれし処に、最早余程町近き磯辺に、百姓数多群居るを見掛て、下役人を以、吉孝右衛門祐被レ申けるに、「皆々謹で承はれ。則、百姓願通に相叶へ可二遣す一故、難レ有承知して、皆々我屋へ可レ帰」とぞ被二仰聞一ければ、此時百姓申様は、「既に去節季に庄屋々の許へ百姓を呼で、願の通相叶へ可二遣はす一とぞ被二仰渡一ける故、難レ有承知仕、相慎居申処、当正月十六日に至、「百姓の願不レ叶由。仍て年貢不足、当月二十六日より御取立被レ遊故、心得違無レ之様に可レ致。若心得違の者有レ之、又候及二強訴等に一候はゞ、一々召捕、入牢申付る也。其時召捕人多勢にて牢狭き時は、御蔵へ差入れ置るゝ也」と被二仰聞一候。然に従二御上一一旦被二仰出一ける事、争相違可レ有様無レ之。如レ是御下知の飄事、是皆遠藤の仕所為やらん。其馬の上なるこそ遠藤の昼狐なり。引落せ、討て取れよ」と数百人、杖・棒・鳶口振上て、「打て取れよ」と大音声、恐しかりける有様也。

然に吉孝は、「百姓共、某は遠藤にては無レ之、人違也」と声を限りに申されけれ共、中〳〵夫をも不二聞入一、打て掛を、吉孝は、進退爰にあり。進で武勇を顕す時は、幾人害をなすやあらん。大変に及べり。左有則ば、御領君の御知行の障となる。吾退時は、事穏に治る。然共、臆病武者の名を得る事を恥る也。さはいへ主君の為に武道を爰に抛て、海中へ馬を乗込、泉水山へ二十四五丁の渡なるに、時しも春風有て濤は身の上に飛越し、既に危く見へし処に、無二怪我一泉水山へ渉られける。折節下大名の繋船より遠見被レ致、泡立る思ひ成に、何の障もなき体にて、古今に稀な勇士也と大に賞誉被レ致けり。

偖亦、家来は其君を失ひ、主は臣を失ひ給程の大乱也。然に吉孝を御近船に打乗て数多人数行れけり。又は立帰、右の様子を委く通達いたす人もあり。御家内は勿論、御家中の衆中も御対面無レ之内は大に気遣ひましましける。かゝる処へ馬に鞭

吉孝右衛門の祐　仙酔島への渡りを、安部野童子問は、物頭近藤繁左衛門としている。これは近藤助左衛門忠国で、当時物頭三百石、後に、番頭、城番へ累進。

鞆津　分郡（沼隈）、現、福山市。古代から港として開ける。寛永十六年町奉行をおき、以来福山藩の他国商事の窓口として、また内海の重要な海駅として発展。錨などを生産する鞆鍛冶は有名。

討て　底本「付て」。

大変に及べり　たいへんなことになる。

御領君の御知行の障　ここでは、藩主の支配のしかたが悪いとして改易になるの意。

武道　武士として守るべき道。

泉水山　鞆津の対岸の仙酔島のこと。西備名区巻二十二「松樹生ひ繁りて、鞆浦より眺るに絶景言ふはかりなし」。

下大名の繋船　参勤交代で帰国する西国大名の鞆津に碇泊中の藩船。

泡立る思ひ　粟立つ。身の毛がよだつ思い。

御近船　鞆津に常備してある藩船のことか。

御家内　吉孝の家の意。

ましましける　底本「しましましける」。

打、士卒を連て帰り給ふ。然に御見舞の方〳〵、吉孝に向被レ申けるは、「今日は案外なる御難に被レ為二合は一候由承、御難儀を察し、扨々驚入候。乍レ去、御心配は勿論、御怪我も無二御座一て先々御悦不レ過二之に一」と御挨拶有ければ、吉孝も又、「御賢察の通、一世一度の難題に出合、某を遠藤と取違、幾多の者共、杖・棒・鳶口打振て、打て掛るを、某は吉孝也と申せ共、何をいふても聞かばこそ、進退便爰に有、進で武功を顕す時は、幾人の民を害せん。左有則ば、御領主の御知行にかゝはる也。既に作州津山抔の旧例も有レ之、我退くより外に他事なし。然共、退けば臆病武者の名を得る事を恥る也。さはいへ、主君の為に武道を爰に抛て、海中へ馬を乗込時しも、春風有て濤は肩を飛越、既危き難を逃し事、此世へ再び出たる心地せり」と被レ語ければ「さて〳〵、是は貴殿の賢慮甚好」と大いに賞美されしとぞ。

作州津山抔の旧例　享保十一年十一月、津山藩主松平浅五郎六歳で死去、領知五万石となる。十二月一揆。城にせまったので鉄砲をもって鎮圧。この間の事情が誤伝されたか。

既危き　底本「既巻き」。

村々里正の事

今岡村庄屋政治郎は、野釜掘て飯を炊て百姓に施しける。然に強訴も長々の事故、米尽て未正月下旬に至ては飯をも炊かず、家を抛て、諸道具は隣家へ預居ける処へ、百姓数多来て空腹を申立て、「飯を焼けよ〳〵」と既に摑掛らんとす。其猛勢の烈きを見取て、家内其外世話人に至迄、裏道へ俄に飛去り失しと也。跡へは散々に押寄せ、家をば大半破却す。大橋村庄屋吉蔵、永谷村庄屋房次郎は右に類す。

偖又、福田村庄屋大野吉郎兵衛家は、余程財禄大身成しが、庭に釜を幾つも据、飯を炊て施行し侍りけるに、百姓幾千人来、米尽て、亭主世話人小平に申様は、「其方の働を以、米百俵程相求呉度」由、頼まれければ、小平達で辞退す。然共、飯を炊かざれば家財破す。小平又云、「何角取かたづけて覚悟可レ被レ召」と其任二評議に一ければ、如二案の一家財を大破却せり。然共強訴治し後は、全く小平が申たる所、宜哉、大に勝手成しとぞ。

下有地村兼帯庄屋下江八郎右衛門は、身上殊の外払底して、漸粥を炊て人に呑ましむ。是も米尽きて焼止めたれば、大に家財を打破りけり。然に春寒の砌にて、夜分にはめげ道具を広庭へ取出、焼てあたりしとぞ。

柞磨村平重郎方の事

柞磨村庄屋平十郎家は、芸備両国の国境なれば、御上にも御念被レ為レ入、御役人木村藤左衛門、金剛常七郎、其外下役人附添、御来駕有レ之、相詰居られける処に、御城下にては不評取々有レ之故、

今岡村　品治郡（福山市駅家町）。

大橋村　品治郡（福山市駅家町）。

永谷村　品治郡向永谷村（福山市駅家町）。

福田村　品治郡（福山市駅家町）。

世話人　炊出しの世話をする人。

任評議にければ　「相談をして家財を片付けるように決めたところ」の意か。

下有地村　芦田郡（福山市芦田町）。

兼帯　兼任。

払底　入れ物の底まではたいて出しきること。ここでは財産をなくすの意。

めげ道具　欠け損じた道具。

柞磨村　芦田郡（福山市）。

不評　風評のこと。

安悦　安心して悦ぶさま。

廉直　ここでは、素直におとなしくの意。

常石村　沼隈郡。外常石と内常石の二村がある。

究竟　屈強。きわめて力が強いこと。

御苦労になる　「…存る」の誤りか。

行儀に　行儀よく。

いかゞ御入候哉、聞まほしく被二思召一ける。斯折柄に、柞磨村より書翰を認、差向無二異儀一様子を申被レ送ければ、御家中を始、御家内衆中も大に安悦被レ致ける。

扨又、柞磨村へは諸方の百姓、立替り入かはり来て、殊の外廉直に食事を給て立帰りける。然に沼隈郡の者多勢打群押来る由、告知せられければ、上御役人衆中、多勢の者に出向られ候事も無二覚束一とや思召、「去来御立」と有ければ、余り急場の事故、御膳は間にもあはず、握り飯を差出しければ、おあがる方も有、喰ひ給はざる衆中も有レ之、心急ぎて出給ふ。

かゝる処へ常石村其外百姓、多勢打群、中にも大比良文蔵とて、究竟の者也。彼を大将として押来れり。然に、庄屋平十郎、其外村役人諸共に、「いづれも御苦労になる」と叮嚀に挨拶を加へければ、大比良文蔵遮て申様は、「拙者共、ケ様に多勢出て来るといへ共、何も悪事をなす者にては無二御座一、便ち御承知の通、願望有レ之、其願意相叶ふ迄は、唯一飯宛の預、御世話に致のみにて罷越候」と申込ければ、則「左様なれば、何も御かずは無レ之候得共」とて食物を差出しければ、殊の外行儀に給て、厚く一礼申述、皆々静に立去りけり。跡にて平十郎を始、皆々申様は、「大比良組は嘸なむづかしき事にやらんと、大に気や遣し侍る処に、以の外優かたな事成し」とて、大に怡悦致しける。

以の外優かたな　思いもかけず寛大なことの意。

怡悦　心によろこんで、満足すること。

栗柄村　芦田郡（府中市）。

大借に付　身分不相応に大借銀をして返済できなくなって。

土生村　芦田郡（府中市）。

まどしく　貧しく。

父石村　芦田郡(府中市)。関貫番所があった。

栗柄村庄屋惣三郎の事

栗柄村庄屋惣三郎は、兼て人柄宜敷者成しが、大借に付、手鎖の蒙二罪を一、内分にては外さるゝ手鎖なれ共、曾て不レ外、「既に吾を為二慎の一、かく罪に被二仰付一ける。縦令外さるゝ迚も、可レ外よう曾て無レ之」とて、御上を憚、一向不レ外。右体心の正敷者成といへ共、至て貧乏也。斯折からに、庄屋の事なれば、百姓来て食物を乞、仍て無二余儀一粥を炊て与レ之。然に、日数纔成に、米尽て不レ能二炊事一。仍而其後は、右難渋を申立、粥をも不レ炊、左候へ共、惣三郎が心底を察して家をば破らざりしとぞ。

土生村庄屋富八郎は、兼て遊芸を好み、奢太敷者故、身上はまどしくて、少々計、飯を炊て是をあたへけるとや。かく致内に、米もなく成、仍て不レ能二炊事一、然間、此家をば余程破しけり。

父石村庄屋治左衛門は芸備の国境、殊更辺鄙の事なれば、縦令百姓来るいふとも、唯聊宛の事なる故、食事を与へければ、一礼してぞ立帰りけ

り。

府中市横町の藤蔵は、行滕村兼帯庄屋也しが、和歌を詠、少々詩作もし、統て才智有る者成。然に上下銀とて殊の外高利に廻る金有。此口入使の侑にて、過分の銀子を出しけり。併此銀子は、先へ歩を少し引て、跡を貸しけれ共、其砌、凶年にて銀子至て不自由成。依レ右、借用する人多し。

然る処、森脇村佐藤甚四郎、帯刀して上下村へ推参し、右の銀主方へ対面し、入れ置し証文を為レ出、披見する内に、手に墨付けて汚し、早速引巻、先方へ返しければ、斯とは不レ知、うつかりと証文を請取けり。甚四郎心に笑を含で、「尚又、其内推参仕らん。先今日は罷帰ふるべし」とて、立帰りぬ。

良有て、又甚四郎罷越、申様は、「右借用の銀子、御応対可レ申候間、証文を被レ出よ」と申ければ、銀主方進て証文を出しける。則ち眼前にて甚四郎披見する処、証文印形の上には墨にて穢して有レ之ける。「此証文は反古にて候」と申ければ、銀主方はつと恟て、「此証文を反古とは」。甚四郎又、「如レ是穢れて有れば、最早反古に相違無二御座一候故、銀子の返済は相済し也」と申に付、大に及二口論一たれ共、先度対面の頃、墨付て汚置れたるを、露計も不レ知して証文を納置しは是大成過なるべし。依て段々と及二口論一けれ共、謀才無双の甚四郎なれば、中〳〵手にあふ者にあらず。終に勝利を得て立帰りぬ。

元来此銀子は、高利を貪たる金故、天なる哉命なるかな、如レ是廃れり。依レ去、右の藤蔵身上大に払底してぞ居たりける。かく折からの処に、強訴の者来て、食事を乞けれ共、人に施事は勿論、家内の者の扶持方だにも無レ之て、難渋してぞ居たりける故、入り来る人の前に座し、右の体の難渋を叮嚀に申立、断を申伸れば、人も承知して立帰りしとぞ。

荒谷村兼帯庄屋味噌屋の好兵衛は、国中無二の分限と成し程の天運のよき者成しが、何とかしけん、大に破却致しける。

去程に、天明年中の頃、於二江府に一、田沼主殿守は、古今に稀な全盛なりしが、其家臣に三浦庄（次）郎と云者有。彼は当領芦田郡荒谷村の出性也。則ち於二江府一諸人の用ひ甚敷事、御大名の如し。然に其兄弟四人有。長男は町村栄明寺の院家と成ぬ。次を三浦庄次郎、三男府川村山本藤右衛門、四男山本吉兵衛と云。隣村の庄屋也。彼等は頗者なりしが、殊に三浦が威勢を移して御当領様にも御用ひ、他には勝れけり。

府中市　芦田郡府中市村（現、府中市）。石州大森銀山道の宿場。福山藩西北部の経済的中心。綿御運上所が設けられたほか、藩内最大の御用達延藤家や味噌屋など富裕な町家が多かった。

上下銀　石見大森銀山の産出銀を上下番所（備後・甲奴郡上下村）が在地の有力商人に委託して、金融を営ませた融通銀をいう。福山藩も宝暦―安永期に多額の借用をして返済に苦しみ、三浦庄二一族を利用して田沼意次を動かし凍結に成功する。

歩　利息、口銭のこと。

森脇村　深津郡（福山市）。

佐藤甚四郎　佐藤新四郎。藩御用達として活躍、田沼失脚後、上下銀問題の責任を負わされて追放処分。だから藩主正倫は天明一揆当初首謀者の一人として考えていた。寛政元年帰宅永住を許可。その名跡を本蔵が継ぎ庄屋。一揆の打こわしにあう。

恟て　不安にかられて胸がどきどきするさま。底本「恟り」。

荒谷村　芦田郡（府中市）。

味噌屋の好兵衛　味噌屋甚兵衛。府中市村の御用達。延享元年以来綿御運上所、綿売問屋を経営。しばしば御口入銀差出しや裏判銀銀主となった。

分限　富裕者。

田沼主殿守　田沼主殿頭意次（一七一九―八八）。

三浦庄次郎　三浦庄二。田沼家用人。芦田郡本山村（府中市）出身。荒谷村とするは誤り。

栄明寺　教王山栄明寺。真言宗御室末寺。天文ごろ廃跡となったのを元和年間宥範僧正再興。当時末寺十四ヵ寺。

府川村　芦田郡（府中市）。

山本藤右衛門　安永末年在町御合力八人扶持を給せられる。天明元年閏五月二十五日没。

山本吉兵衛　山本弁助か。福山藩召抱。一揆当時山本一族は追放処分。栄明寺住職も蟄居を申渡されている。

頗者　たいそうな者、ここでは非常に威を張る者の意。

御当領様にも御用ひ　福山藩主にも用いられの意。山本一族の栄達をいう。

天神社　天神宮。府川村と高木村の産土社。

御旅となし　祭の御輿が本宮から御旅所へ遷り泊り、その間祭礼が行なわれるの意。

仕損じ　出世に失敗する。

然に山本藤右衛門は芦田郡の大庄屋して、人の敬い甚し。其頃氏神に天神社有。御祭礼にて六月廿四日の晩景より、御輿をかきまはしけるに、山本の指図を以、御旅となし、夏祭して賑はしき事、難波津の天満天神社のごとく、人の目を覚しけり。恰其節の評判に、「藤右衛門様が御立身にて、天神殿が殊の外博洽しらるゝ」と専流布せり。

如レ是折からに、田沼主殿守の悪逆顕れて、三浦庄治郎も仕損じと成ぬ。扨亦、山本藤右衛門福山より急病にて罷帰り即死せり。其頃毒殺にて有しなどと不評有レ之。猶又、其弟山本吉兵衛と藤右衛門との両家へは、従二口御上一他出被二仰付一、無二是非一家財打捨置、江府の三浦庄次郎方へ立登りけり。然処、庄次郎出店数多有レ之故、其世話人に早速有付けり。右府川の両家には家番計り居ける処へ、強訴の者来つて破却致せしとぞ。

高木村庄屋源八郎は、家富て財禄も余蓄有レ之。然るに多勢来て食事を乞ければ、庭の面に釜を十三据て、飯を炊て与レ之。恰烟草などを乞故、四五人も割て遣はす処、多勢の事なれば、行不レ届、よつて、「静に〳〵」と挨拶を加えて差遣はしける。

同村田民屋政右衛門は隣村の兼帯庄屋也。彼も右同様の分際成故、万事右に類す。

高木村　芦田郡（府中市）。

四五人　四五〆（貫）の誤りか。

常村　芦田郡（芦品郡新市町）。

真物綱　苧物綱。麻でなった綱。

箱物　筥物。箱に入れられて保存される家具や武具類。

金丸村　芦田郡（新市町）。

常村庄屋粟山治郎右衛門は、芦田郡の割庄屋也。然に、強訴者多勢来て食物を乞ふ故、飯を炊て、これを喰はしむ。余り過分の事故、米つきて炊事不レ能、よつて段々と断を加ふれ共、理不尽者来て、家を大に破却す。恰、屋敷廻りの高き石垣を三歩通も突崩す音、遠所迄響きけり。偖又門長屋の柱をきり、又は真物綱を取出し、桁に括り付、石垣の外とへ引倒さんとすれ共、一円に不レ動して、其儘に差置けり。偖又米穀・木綿・衣類等は引裂、戸障子其外箱物の中には珍敷焼物、或は武具・馬具・鎧・兜など打砕きて有ぬるを見て、人々是を惜みけりとぞ。

金丸村庄屋久良右衛門は、隣村無類の分限成しが、強訴の者幾人と云無レ限出て来り、食物を喫しては退き〳〵、或は烟草・草鞋などを乞ぬれば、与レ之。夜に入ぬれば、白昼の如く灯を輝して、仕出しする事多分にて、混雑したる中からも、叮嚀に挨拶を加ふれば、皆々一礼をなして退去す。

宮内村庄屋槇蔵は、酒造雖二致と一、身上殊の外払底して、漸々と銀主を求て酒造する処に、人来り酒を好し故、段々と断を加へ、少々宛人に呑しむ。然に彼が貧き中より酒を汲出すを労りつゝ呑

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

で、一礼をなし立帰りぬ。

同所津の国屋太兵衛も酒造也。彼も万事不手廻に付、倹約を表とす。或は髪は薄鬢にして油を不レ附。扨又着類は洗濯して着すれ共、破を不レ厭、其外は右に類す。於二其処一、下賤の喩にも、女郎買の糠粃汁。然に彼は好色して、松野と云遊れ女に心を奪れ、請出して妻とす。寔に千日の倹約を一夜に亡失せり。其後、家屋しき、家財を売て借銀を済し、残金百両計貯て、御他領中条村へ行、居住して寺子の先生す。妻は琴三弦の指南して居る内に、大に金を延す程迄に安心に世を渡りけるとぞ。

新市村の酒造大和屋、千貫屋両家ともに、少し宛酒を汲で、人に呑ましむ。

津の国屋太兵衛　城下商人津の国屋（福井）常右衛門（義倉設立人の一）の一族か。

不手廻　家計が逼迫して、金繰りがつかないこと。

女郎買の糠粃汁　「傾城買の糠味噌汁」と同じ。無駄な金を使う者は必要な事に費用を惜しむの意。

御他領中条村　安那郡中条村。当時幕領。嘉永六年加増にて福山領となる。

千貫屋　新市村の商人。宝暦三年一揆で打ちこわしにあう。

西備遠藤実記　三

上役人強訴鎮に被レ出事

二月三日の事なりしが、戸手村牛頭天王社の西、神谷川とて大成川原在り。爰に群れ居る百姓、目の下凡二万人に及べり。而るに上役人石持平蔵、峰田才右衛門、三十人を引率し来つて、百姓を制して曰、「去程に、今般従二口御上一被二仰出一候趣、謹で承れ。一向郡中の百姓願文の通被二御免仰付一候間、偏に難レ有奉二承知一、早々宿元へ罷可レ帰」と被レ仰ければ、「ソリヤコソ狐が又出たり。欺ぞ〳〵、欺されな。ワア〳〵〳〵」と声を上、騒ぎ立けるを、色々弁を尽し理解被二仰聞一けれ共、去節季已来、被二仰出一し事、段々間違候故、御威光も薄く相成し折からなれば、千言不能、一口にも仰に不レ従、なか〳〵鎮る色もなし。石持・峰田も無二為方一、武道を爰に打捨て、無二甲斐一退去被レ致けり。然共、其日の役前なれば、相方村塩首峠を打越、下有地村へ指移り、村役人に申付、「沼隈郡新庄村へ案内致せよ」と有ければ、則、道の御案内申けるに、夜に入り、高灯籠四張、其外提灯数張明して、上有地村を通られし処、「沼隈郡の者共数百人打群、火打ケ峠迄押来りし」と告来ければ、石持・峰田も今日神谷川の一件に見こりして、殊更、夜分の事故、出向はれし事も無二覚束一とや思召、於二途中一、道をたがへて、是より大谷深山小田越と云林中を凄〳〵敷も立越して、新庄村の庄屋ヶ宅へ到着の頃は、亥の下刻に

牛頭天王社　江熊祇園牛頭天王社（芦品郡新市町）。牛頭天王（素戔嗚尊）、八王子宮（天照大神の五男三女）、少将井宮（櫛稲田姫）を祀る。天文十年に現在地に再興。除疫の神として近在の信心あつく、六月十四・十五日祭礼、近在庄屋出役。

神谷川　一名天王貝川。芦田郡藤尾村に源を発し、品治郡新市村で芦田川に入る。合流点付近を天王貝原といい、福山藩諸一揆の時、天王社境内とともに百姓がよく参集した。

新庄村　沼隈郡本郷村（福山市）。

高灯籠　高張提灯。

火打ケ峠　芦田郡上有地村境。塩首峠を経て福田村から上有地に入り、尾道へ出る道。

大谷深山小田越　下有地村から大谷川に沿って南の山中に入り、本郷村へ出る道。

信岡栄六　信岡平六。享和元年自費で神谷川堤防を一里にわたり修理、以後百町歩の旱損を防ぐ。村人、その命日を「平六休み」と称して寺に集まり冥福を祈った。

故障する　異議、反対をとなえること。

近田村　品治郡（福山市駅家町）。

坊寺村　品治郡（福山市）。

役料　庄屋としての手当。

所を　「断を」の誤りか。

倉光村　品治郡（福山市）。

出て浮く人数　一揆に参加して歩きまわるものの一人の意。

江良村　品治郡（現、福山市駅家町）。

て有しとかや。

戸手村庄屋信岡栄六は、財禄米自由なる分限也。然共、家財大に破却す。然に彼は心緒至て直成者也しが、ケ様に家を破するはいかにや。其意を察するに、御上の御政事向の悪敷を恨で、庄屋〳〵へ故障すると見へたり。扨文筥物・木綿・衣類・米穀等、庭中へ投出し、塵芥のごとく麁末にして人々履レ之。いと無二勿体一有姿也。

近田村庄屋弥三郎は水車あり。此水下の百姓、常に故障する心を含めり。然に今般を幸にして、彼が宅を打崩さんと密談致しけるを、隣所の者忍んで是を聞て、密に告行き、「斯や」と申通じければ、忽大に驚き、悲の中の悦なりとて、多勢を以、何角を裏道へ持出し、隣家へ預け、大切成物程は取かたづけて、門前を見れば、奴二按の一多勢押来つて大に破却する。殊に戸障子、箱物抔は打砕き、門前の川原へ持行て焼失せり。専寒き終夜、此傍にせり寄て、身をあたゝめて、大嘶し、実に憎かりし事共也。

坊寺村庄屋林兵衛は、小村なれ共、百姓来て食物を乞ふ。然に庄屋役人門前に座して、「孰も御苦労に存る也。乍レ去、御見懸の通、小村の事なれば、役料とても聊の事也。然ば貴方たちも同様の百姓也。よつて食物を施事はたつて御断申」とて、最叮嚀に申ければ、座して居る上を踏越して門内へ入者はなき処に、理不尽の族来つて、所を不レ聞者有レ之。無二余儀一粥を炊て是を飲ましむ。或は烟草をこはれては与レ之。都て婦女に至る迄、人々の心を和ぐる様に、最やさしくも申入故、皆々感じて立行けるとぞ。

倉光村庄屋利右衛門は、強訴の者来て、食事を乞ければ、「拙者事、役儀仕は近年の事也。然共、米穀等沢山に所持仕候へば、食物を可二出す一に、殊更至て不自由に候ゆへ、偏に御断申也」。乍レ去押て乞れ、無レ拠差出すれば、大に難儀に及べり。扨又、「強訴も今少し早く差発りぬれば、拙者もともに出て浮く人数也。乍レ去、只今は役儀に対して差控て居る場にて候得ば、此理を得斗御勘弁被レ下かし。さにあれば、食事を与ふる事は、達て御断申也」と、言葉を尽して申ければ、其理に服して退去す。

江良村庄屋平太郎は、酒造もし、相応成分際也しが、百姓多人数来て食物を喰はしむる事多分なり。然に平太郎按ずるに、「はや是強訴も節季以来、長々の事成しに、幾等米を炊雖二出と一、尽せぬ事なれば、是は大成費なり」と、眼前の様已を苦で後の不レ知二憂を一、浅間敷も尚疎也。かゝる処へ多人数押来て食事を乞ければ、平太郎差出、申

様は、「最早久しき強訴なれば、米尽て不レ能二炊事一、依て孰も御断申ます」と、呉々申ければ、人も又、「如二斯の一分限なれば、いまだ米は有しぞ」と推察して、去年米の有無を試んと忽土蔵を開かせ、内を見れば、米穀は未だ蔵に満たり。かく社思ひ侍し通、有し米を無と虚言たれば、其心底を憎で、傍悪無道の者共、「只今、米の無様にしてやらん」と庭中へ投出す有さまは、猛虎の怒をなすに異ならず。忽数俵の封は切れて、砂諸共に成にけり。扨又、「家を崩せよ。者共」と、何に惜気も有れば社、阿修羅王あれたる如く、家を大半打崩せり。家内の者は恐怖して隣家へ隠れ、今社我屋の滅亡する処、此音耳を貫き、胸も張さく心地して、残念ともいはんかたなき事共也。

森脇村庄屋甚四郎は謀才の有者にて、兼て富貴大禄者と交を親ふして、大金を借用し、其負を乞はるゝ頃、能くいゝぬけして返済せぬ事の妙を得たり。如レ是の人なれば、平日家は豊也。或時、中津原村利右衛門、銀子百五十目借用に、書状を以申遣しければ、則ち披見して纔な事に差間夕ナトラ、即時に出し被レ貸ければ、使の者も進で持帰り、右の様子を具に申、利右衛門に渡しければ、領掌して請取、難渋を凌ぎけり。程過て対面の頃、右一礼申ける。然処、返済不レ致共、一言も不レ乞して等閑に成にけり。然共、其恩は不レ忘、動ヤモスレば、「甚四郎は稀人なり」と賞美して、人に語る。無類多て、人の敬ひあり。既に国中に抽でし大家也。然に強訴の者、数多来て、食事給て居ければ、越口兵右衛門士卒を連て、馬に鞭打、門内へ被レ為レ入。多勢の者は庭中に為レ伏、越口は玄関に座し、被レ仰けるに、「去程に百姓共、右願の通相叶へ可レ遣故、強訴を相止め、早々罷可レ帰。其上、追て御政事の趣は可レ有レ之。左様に奉二承知一よ」と、厳重に被レ仰けれ共、寔に馬の耳に如二風の一、「ワツ」と一度に声を上て立騒ぎつゝつぶやきける。依て越口は汗を握り、牙を咬み、胸に無念の火を燃し、顔に怒の紅葉を顕し、無二是非一門前へ出られければ、二三丁を過ふ頃、後の方より投出しけり。越口は、すはやと馬を走らせ給ふ。残卒は、「狼藉者共、何致やらん」と少し跡へぞ引帰られければ、「こう致るがとふめざるが」と、積重たる焼木を取て投付るやら、礫を取て打付るやら、「何かは以、たまらじ」と虎口の難を遁るゝ心地、息を限と逃られしを、跡より百姓に追打に打立られし有様は、恐しかりける事共也。然に十丁計程過て、越口に追付、斯やと申告ぬれば、「皆共、怪我はなかりしや」と仰に、「何の怪我なし」と答ふれば、「兎や角案じ居たりしに、

阿修羅王　インドの鬼神の一。阿修羅道の長で、悪鬼の世界で梵天帝釈と権を争い、正法を滅そうとする。

庄屋甚四郎　佐藤新四郎のこと。

中津原村利右衛門　分郡（深津）中津原村（福山市）庄屋儀右衛門か。

差間タナトラ　原文の意味不明。「わずかな金子に困るとは気の毒」の意か。

無類多て　「同類多て」の誤りか。

こう致るが…　「こう致すが、どう召さるか」の意か。

虎口　虎の口。転じてきわめて危険なところや場合のたとえ。

十九軒屋村　安那郡（深安郡神辺町）。関貫番所がおかれた。
神辺町　安那郡（深安郡神辺町）。西国街道の宿駅。本陣・脇本陣が置かれ、伝馬が常備された。また福山藩東北部の集散地在郷町としても発展した。当町にある菅茶山の廉塾（れんじゅく）は有名。
千田村　深津郡（福山市）。
庄屋忠兵衛　河相周兵衛。父伝四郎は幕領中条村の人。千田村に移住、安永末年御用達、三人扶持。周兵衛は明和元年生。福山義倉設立の計画推進者。文化十一年幕府の賦課銀調達の功により永代百石下賜。
余慶　余計。たくさん。
差太　「莫大」の誤りか。
深津村荒金　石井武右衛門（一七四二―九六）家か。彼は一代で産をなし、庄屋となる。河相周兵衛に預けた遺銀八十貫をもとに義倉設立を計画。
荒増　大体、おおよそ。
岡橋儀惣兵衛　高橋喜三兵衛。豪農で金融を営み、信岡平六らと頼母子講を行っている。寛政二年分郡大庄屋、苗字帯刀御免。
御小休みの家　大名行列での小休憩に使う家。大名へ茶を接待する。
山守村　品治郡（福山市）、上・下二村に分かれる。

先々是には安堵せり。縦令、主等は怪我しても、今般の強訴に付、民に手を負せる事は、毛頭不レ成、其様子は百姓共能々知て居ると見へたり」。如二此の一仰を聞て、御供致して被レ帰しとぞ。

十九軒屋村庄屋善六は、寄来る人に握る飯を喫して、始終何の障もなかりしとぞ。扨亦、神辺町の林屋は、何とかしけん、大に家財等まで破却して見苦敷有姿也。

千田村庄屋忠兵衛は、財禄も余慶有レ之家にて、御用達也。然に百姓来て食事与るに、幾千人と云。差別なき事故、差太の物入也。家内は勿論、世話方迄も大に混雑して、こまり入たる事共也。

深津村荒金抔も右に類す。此外庄屋〳〵雖二多と一、荒増にして略レ之。

山手村庄屋破却の事

されば、山手村庄屋岡橋儀惣兵衛は、御大名方立寄給ふ御小休みの家なれば、御上にも大切に被二思召一、上役人二三人宛相詰被レ居ける処に、百姓共御城下へ押入などゝ、専評判有レ之故、御気遣大方ならず。依て山手村より忍の人を以、大橋・近田・江良・坊寺・山守村のあたり数千人群居る中を伺ひけれ共、御城下へ押入噂一向無レ之て、忍の者人立帰り、御上人に「斯や」と申通しけれ（ば）、一往御安心被レ成けり。然、於二御城下に一も、此節御気遣の場合なれば、右の御役人、山手村より人を遣はされけるに、荷俵を負、簑笠を着し、委細申聞せ、書状持行けるに、長者町へ着しければ、門の所に御上役人、堅固に備へをなして居給ひける。都て簑笠着たる者を見れば、ひや〳〵被レ成折からに、「何者やらん」と咎られ、忽、みの笠脱捨て、「私儀は、山手村の御役場より、御上人の御状持参致せし者にて候」と御対申ければ、「去程に、百姓共御城下へ押入などゝ、専の評判、是はいかに」と（の）依レ仰、「其儀に付、山手村より人を以、伺見申処、其沙汰は決て無二御座一故、此段御安心可レ被レ遊」とぞ申上れば、孰も長息継ぎ給ふ。然に右の状を先々へ相届ければ、書状御披見有て、皆々安悦被レ致ける。

かゝる折からに、儀惣兵衛方には、庭の面に釜を幾つも据へ、飯を炊て、多人数に喰はしむ。然処、米尽て炊事あたわず、無二余儀一飯を焼止めければ、推て乞食あり。於二其処一、右の様子を申立、段々と断の挨拶を加ふれ共、理不尽者多勢押よせて、すはや打破んとするに及て、上役人立退かれけり。則、家内は勿論、世話人諸共、其儘打捨、逃失せければ、跡には何の惜気もなく、家財諸道具、悉、散々に打砕く。遠音をさして、高声に響

長者町　福山城下。城西にある。
御役場　庄屋用所のこと。
乞食　食物を乞うこと。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

き渡りければ、右の儀惣兵衛近所に隠れ、茶を呑で居られける。然に我屋の滅亡する音に心を奪はれ、特たる茶碗を取落されける。流石の身にしなれ共、かく可レ有事など心中を察し、尤也と同じける。

洲川甚左衛門難にあひ給ふ事

去程に、「*孫臏は弱みを見せて敵に勝、虞詡は強味を見せて難儀を遁る。某も又、ロ御領君の命を受て、御威光の強きを見せて、強訴を防ぎ、誉を挙ん」と心に含み、三十人を引率し、発馬して、水呑村庄屋佐治郎方へ到りければ、数百人食事を給て居たりしに、洲川は玄関に座し、百姓をば庭中に平伏させての仰には、「是迄諸役人を以制すれ共、心得違有レ之趣にて、兎角郡乱不レ治。然処、今般は右願文の通、無二相違一御叶へ被レ為レ下。猶又御政事方は追て被二仰出一候間、左様に可レ奉二承知一者也」と厳重に被レ仰ければ、「ソリヤコソ、狐が又出たり。欺ぞ〳〵、欺されな」と、口を揃へて罵りければ、洲川大に腹立して、怒ケ間敷被レ申けるに、「己等、憎き奴等め。某は軽き役たりといへ共、ロ御上の被二仰出一し趣を申聞する処に、狐とは如何に。百姓も又狐にあらずや」。「既に去節季願の通相叶へ可二遣す一との依二仰に一、郡乱も相鎮り居申処、尚又願不二相叶一との御事にて、強訴も又如レ此差発りける。上として下を欺き給ふ事、全是は当らぬ理なり」と申ければ、洲川も又、「一往其理有に似たり。依て今度事を改め、被二仰出一候」との御事に候得共、中〳〵治る色もなく、折角入来の甲斐もなし。座を立出て、馬に鞭打て、かはりた（る）今日の*座間、人目恥入思ひ也。跡には百姓騒ぎ立、杖・棒・鳶口打振て、残卒の陣笠に打立てければ、「こは叶はじ」と、高き石嶽を飛鳥の如く飛去もあり。右往左往に逃られけり。

然に此一乱、強訴なれば社、かくも狼藉せし者を赦し置れし事なれや。さもなき大変に及り。既に其昔作州津山の城主、御*知行七十六万石、殊に城*の槨の数百九十六有レ之し処、郡乱有レ之しが、此時百姓を百有余人討捨し給へり。依てロ公儀、御知行御取上給也。然処、ロ公儀へ段々と御歎有レ之、依レ右、*御鷹飼料と号して六万石賜ふ也。如二斯の一旧例有レ之を以、民を討捨する事不二相叶一によって、今般赦し置給ひて、上み下もともに無レ変故、末は静に治れる瑞相也と評しける。

二月廿日の事なりしが、都て佐波・津の郷・山手村のあたりに、百姓さまよふて居ければ、上役人二人連にて被レ仰けるに、「主共は未だ不レ知や。

孫臏は…　孫臏は三七頁頭注参照。虞詡は、字升卿、陳国武平の人。後漢元初二年武都太守。羌（きょう）を攻めた時、敵は多勢で味方は少数だったので、毎日竈の煙を多くさせて援軍の来るように見せて自軍を城に入れることに成功、後羌軍を破る。後漢書第四十八巻虞詡列伝に見える。「詡」は底本「翺」。

座間　なりふり。

御知行七十六万石　美作一国の総高十八万石余。ここの行文誤伝か。

城の槨　城の曲輪（郭）。

御鷹飼料　鷹狩用の鷹を飼育する費用。

佐波　分郡（沼隈）佐波村（福山市）。

徳田村　安那郡（深安郡神辺町）。

開地の兵右衛門　山手村の周右衛門。開地は屋号。喜三兵衛のあとの庄屋。

平村　分郡（沼隈）。原村とともに後地村と称する時もある。鞆津はこの両村内に所在。

保命酒屋　福山藩の御用名酒屋。本姓中村。明暦二年大坂から来り、万治二年焼酎を主原料とする薬酒を製造、貞享二年以後酒造株外の特例として認められる。元禄以降、薬酒醸造権を得て栄えた。保命酒・菊酒が有名。

大坂屋　本姓上杉氏。鞆津第一の商家。酒造家で天明八年に九百石の仕込をしている。

恂として　おそれて、胸がどきどきするさま。底本「恂」。

宥けり　息を整えておちつかせたの意。

不慮の儀に付　思わぬ失敗での意。

拒謗　難くせをつけて釈放をのばす意。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

今日は徳田村庄屋の於二宅に一、従二口御上一の御書下、上役人読聞せ給ふ故、早くも彼の方へ急げ」との仰にて、「御意の趣、畏入候へ共、最早空腹にて、行事難二相成一」由、申上れば、「開地の兵右衛門方へ立寄、茶漬を給て差急げ」との随二仰に一、皆々徳田村の庄屋をさして急ぎ行。

平村庄屋茂右衛門は磯辺の上にて有ける処、強訴の者雖二来と一、鮮き事故、悉食事をあたへ、無事に難をぞ凌ぎける。

去程に、鞆津の町の保命酒屋治右衛門は強訴の者に酒を与る時しも、凶作の折からなれば、渇して疏食を喰い、来ては名酒給酔、曲二肱を一ては枕とし、世の憂事も打忘れ、転寝して居る者所々に見へけり。丼に大坂屋なども右同処也。かく折からの処へ、赤坂村平八到着して酒を好で給酔て、爰かしこと見廻りければ、強訴の者少々宛密談してぞ居りければ、物閑にぞ見へにけり。然に平八は去来帰らんと、鞆を出て、名酒の酔は覚もせず、睡く磯辺の道を帰りしかば、不レ計も、三分坂のこなた成る茶屋の前迄帰りし所に、茶屋の内より同心二人、「是待て、われは何者やらん」と咎られ、恂として目を覚し、「私共は庄屋殿の用向有レ之、鞆津へ参し」と対へければ、「此晴天に簑笠いかに」。「是は雨用意にて、いつしか雨は降申さん」。

「いやいや、左様にては無レ之、強訴に出たで有ふがの」。「何の虚言申ませふ」。「左様に啞を申さずと明白にいへ」と有ければ、平八胸はたな〳〵しける。御同心も、「又左様なれば、只今実否糺して見せん」と書状を認め、「是をこの弥八、此状持て赤坂村庄屋の方へいて帰れ」と仰に従ひ出て行、跡には平八心もとなく、「若も此啞顕れなば、何と云訳致さん」と、片唾を呑で居たりしに、右の弥八は赤坂村の庄屋へ参着して、「御状が参候」とて、差出しければ、早速庄屋披見して、按る内に、返翰を調へ差被レ出て、弥八受取持かへり、御同心に渡しければ、返状の封を切、読れしかば、平八は庄屋の御返事いかゞ致し被レ呉候哉と、大に気遣しつゝ聞居たる処に、「御使札辱拝見仕候処、然に私用向有レ之、平八を頼、鞆津へ遣し候得ば、御疑念に被二思召一、御心配の段、甚以奉二恐入一候。然共、私方より遣し候人に紛無二御座一候間、御赦免可レ下、偏に奉レ希候。以上」と読畢られて、暫息を宥けり。

然に何の障も無く差赦されて帰り路に、庄屋の方へ立寄て、対面して申様は、「扨、今日は不慮の儀に付、蒙二御咎一、大に当惑仕候処、貴君様の御頓才よき故、何の拒謗も無レ之て、事速に差赦される。罷帰、大に喜悦仕候」と申ければ、庄

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

屋も又、「嘸や強訴に出て、御同心の蒙二御咎を一し事と推察して、如レ斯取計いし処、無二異儀一相済、此方迄も悦入」と被レ申ければ、平八も又、「貴君の御恩、一人感入しました。御礼は追て申さん」といゝ宛、立てかへりける。

加茂村　安那郡（現、深安郡神辺町）。上・下加茂村に分かれる。

随心　随身。つき従って行くこと。

備前様　岡山藩主池田内蔵頭治政（一七五〇―一八一八）。岡山藩は一月五日、情況視察のため使者を派遣してきている。

吹毛求疵　他人の欠点を指摘してかえって自分の欠点を暴露する意。底本「吹毛尤疵」。

願書をもって備前へ発足の事

されば、天明七年丁未二月六日の事成しが、沼隈郡常石村大比良組文蔵、加茂村静組甚右衛門、彼等に随心の者多有レ之、郡中を馳せ廻り、爰に相談、かしこに密談、当国の御政事方の悪敷事を書認たる願書を懐中して、備前様へ欲レ達る（に）およんで、神辺迄指向け罷可レ越由を密に通じ合、則出て来る人凡三百人に及べり。然に熱心をこめたる人々、示し合ふ内に空腹になりぬ。殊に退屈して酒食に心をよせて、兎に角に町家の内を不レ出。然処へ御上役人進み来り、「去程に、百姓共今般備前へ趣由に承り、雖二然と一、此儀は決て不レ可レ致。いか様共、百姓の願ひ通にいたし可レ遣故、左様に承知致せよ」と、返す〳〵も仰られければ、「及二此斯に一邪魔被レ召な」とて、数万の人々猛勢の声を上ければ、いかに勇士の上役人も、還て吹レ毛求レ疵給ふ趣にて、心急て被レ帰けり。斯折からに、日も早申の刻に相成りぬ。

高野村　高屋宿（岡山県井原市）。国境にある宿駅。

倉敷　寛永十九年に代官所が設置され、備中・美作国の幕領を支配。代官万年七郎右衛門は一揆にあい天明六年十二月二十三日自殺。

御家臣　この時出張したのは倉敷代官所役人のほか、備前・備中諸藩からも出張。

屋部殿　阿部家のこと。

数万の百姓…　六日夜一揆勢は高屋宿まで見送り、翌七日には一部の者が代表六、七十人を見送るために入湯者風の姿をして、西国街道ぞいの、矢掛・川辺・宮内辺をうろつき、諸藩出張役人に阻止されている。「さゝへたる内に」は、役人にはばまれているうちにの意。

「去来、備前へ発足せん」とて、町内に居る人々を厳敷追出してぞ廻りけり。既に趣其頃は夕暮近く成にけり。先登に進むもの、人は杖・棒・鳶口を鎗の如に先て并べ、跡に続て数万の百姓も、右の如に杖・棒・鳶口立並べ、出行者有様は、すさまじかりける事共也。

然るに備の中州、高野村の町内には、倉敷の御家臣、強訴の者を指留んとて、数多人数出張して相待居られける処に行かれければ、則、右の御役人、「屋部殿の百姓何方へ行や」と御尋給ひしに、「備前表へ願書を持参仕候」と御対申上ければ、「某は小身なりといへ共、我君の命を受て此所へ出で来れり。依て有レ願ば、何方へ成共取次致さん」と被レ仰ければ、「尚又、御親切成御尊慮、甚以難二黙止一は存ますれ共、乍レ去、備前様をさして御頼申積に願書を相認置候故、拙者共百や二百の者共の中々自由に相成ます事にては無二御座一候故、背二尊意一候段、真平蒙二御免一度」と御答申ければ、尤と被レ為二思召一候て、一礼して高野の町を出行けり。然に、右数万の百姓は、只今暫時さゝへたる内に、何地へ散り失しとも知れざりけり。然に、其帰道に殊の外空腹に成し故、爰のゆかり、かしこのしり人の家を尋て、食事を乞ふて、漸くと空腹を凌ぎ、我家へ帰りしと、人々

川辺　西国街道が高梁川と交わる所にある宿場。岡山県吉備郡真備町。

たしょ　田所、田のこと。

能満寺　福山城下西町にある。真言宗明王院末等。

獄屋へ被入けり　弁蔵は一揆が激化するなかで、藩主からも見放され、責任を一身に負って免職差控え、寛政元年十二月二日入牢となり、翌二年七月二十二日牢死。

備前様へ…　藩主は百姓の他領への押出、越訴を楽観していたが、二月十一日にその成功を知り、百姓願意の聞届を決意する。

福部九藤兵衛　江戸大目付服部半助。

同十九日に…　江戸役人到着後としているが、実は二月末である。

是を語りけり。扨又其翌日早朝に、川辺の町を通りし人は全く十三人にて有レ之しとぞ。

此時の楽首に

ゑんどうも苗代草に成にけり

皆百姓がたしよへふみこむ

遠藤氏、福山西町能満寺の脇の揚りやと云獄屋へ被レ入けり。然に、夏方蚊帳の無き事を苦んで、蚊帳を御上へ乞願はれければ、「宵は起て蚊を追い、昼は寝て宵のつかれをやすんぜよ」と被レ仰けり。

楽首に

遠藤も余りによくみが入過て

腹切る様に成下りけり

先達て備前様へ御覧に入置候願書の事

前文の通、百姓の願書を、備前様へ備二御覧に一置ければ、則、早飛脚を以、江戸にまします御領主様へ、備前様より御書翰と百姓の願書を御覧に被レ入ければ、備前様へは右一礼の御返翰有レ之。尚又百姓の願書を御上覧の上、御書下を調被レ為レ遊候て、江戸御役人福部九藤兵衛外に役人を相添へ御下だし被レ遊候処、四月十八日の暁に、福山へ到着被レ致候。依て早速御領分中の庄屋へ其旨仰被レ越候。猶又村々庄屋より同十九日に御触出しの趣は、江戸表より御書下げ来り候に付、御読聞せ有レ之由、村々庄屋役人に百姓惣代を相添、明廿日四つ時迄に、徳田村徳次右衛門方へ無二相違一可レ来との御事也。百四十四ヶ村不レ残罷越候。

御奉行、□御書下読聞せの事

今般被二仰出一候趣

一　近年凶年打続、諸国米穀等高直にて、世上一統大に及二難儀に一、郡中之百姓共、太だ致二困窮一、去午の節季より当春に至迄、度々強訴、結二徒党を一、令二騒動一候段、□公儀御法度を相背、甚以不届至極に付、重き仕置に可二申付一の処、即、願の通御免被レ為二仰付一候間、此段難レ有奉レ存候て、於二向後一御恩を堅致二忘却一間敷事。

御下知　　椛勘平

六郡村々願箇条申渡の覚

一　御祝儀四千石願の事。〈但奏者に被レ為レ成たり御祝儀二千石。尚又老中の御祝儀米二千石。〉是は、元来趣意も有レ之、勿論相願上納の事得共、下方難渋に付、願の通、□御免被二仰付一候。

一　御用米過米願の事。此儀、前々より割賦被二仰付一候通、俵高正米にて皆納候得ば、相済の事に候。間銀の儀は願之通、已来御止め被レ下候

百姓惣代　福山藩の村役の一。年貢・夫役・村入用等の米銀決算の帳簿監査にあたる。

徳次右衛門　徳永徳右衛門（一七五〇―八七。十八歳で庄屋。寡言、好学の人。天明七年三月十五日没。

仕置　刑事処分に付すこと。

奏者　幕府奏者番。

候得ば　底本「候得共」。

間銀　現物納（年貢・夫役・人馬継立等）の代りに代銀納を認められた。その代納銀。

売払　底本「借用」。

先納・初納　→四八頁注

庄屋引込　庄屋が手元へ抱えこみ、自分のものとすること。

月割御払米　→四八頁注

御貸上銀　→四八頁注

相対を以借請候　御用銀は本来貸上銀であったが、しだいに献金化したので、御貸上銀としての御口入銀（おくちいれぎん）制度がおこった。これは城下・在郷の商人から藩が元利払いを前提に借り上げるもので、形式は相対でも実際は半強制的な割当であった。

借請　底本「貸請」。

追候義　底本「追々も」。

間、随分正米にて納揃候様可レ仕候。

一　納米の節、御蔵にて庄屋他村へ売払、銀主に差払、御上には致二差問一候に付、御吟願の事。

此儀、願の通御吟可レ被二仰付一候。

〔一　先納・初納・秋銀納・御払米等、小面より相納候分、庄屋引込候に付、御吟願之事。此儀、願の通御吟味可レ被二仰付一候。〕

一　小日記米不足に相成候分、二割の利付に被二仰付一度願の事。此儀、〔願〕の運被二仰付一候。

一　月割〔御〕払米願の事。〈但例歳八月より十月迄。〉

此値段の儀、以来願の通可レ被二仰付一候。

一　御貸上銀の事。是は、是迄迎も随分被レ仰間敷御主意に候。御用相勤候者より、相対を以借請候儀は可レ有レ之〔候〕。何れより借請致二調達一候或。細々は上にも相知れ不レ申事に候。相対借用の儀不埒に候はゞ、可二申出一候。

一　穢多共、抜身にて百姓共を追候事。是は、百姓共を穢多抜身にて追候義相吟候処、坊寺村辺にて、土手を穢多共通候処、藪陰より、百姓共前後より指挟み、石を打候て、通り抜候事不二相成一、殊の外危き趣に付、無レ拠其場を為レ抜れば、脇指の抜候事也。

一　村々庄屋指替願の事。此儀、百姓共、不勝手の筋有レ之候はゞ、役筋へ可二願出一処、大勢及二騒動に一、所々庄屋宅打堕し、上をも不レ憚仕方、不届至極の事。

文銀　文字銀（ぶんじぎん）。ここでは元文丁銀、同豆板銀をさす。

相応の者　任用規準は規定されていないが、家柄がよく、経営の安定した大高持百姓が任命され、だいたい世襲。

一　綿役所願の事。是は、他国にても、近年は評判も宜敷、値段も夫だけ宜敷売捌候に付、百姓共勝手可二宜かる一候。此度願候は、他国の者より申出候事と被レ存候間、願の通難レ被二仰付一候。

一　畳表運上願の事。是は、文銀直りの節、割合を以相極候事候間、願の通難レ被二仰付一候。

一　入庄屋願の事。此儀、願の通被二仰付一候。併、其村にて相応の者無レ之故、他村より被二仰付一候事候。已後は吟之上、可二相勤一者有レ之候はゞ、可二申付一候。

一　一宮社御修理銀願の事。此儀は、御修覆は相済候得共、銀高不足に付被二仰付一候処、最早相済候に付、割賦相止め候。

一　御用捨米三千石願の事。是は、去年も村々相応に御用捨幷に拝借米等被二仰付一候。いつ迎も豊凶により、相応の御恵をば被レ下候事に候。

一　村小日記毎月改願の事。願の通被二仰付一候。

一　銀納八月九日に被二仰付一度願の事。此儀は、是迄繰上げ上納被二仰付一候へば、定月迄利足は被二下置一候得共、已来願の通可レ被二仰付一

候へば　底本「候へ共」。

寅卯旱魃　明和七年の旱魃か。この年閏六月から八月まで「古老モ覚エサル大旱魃、百年以来のひでり」（菅波家日記）で損毛六万石。

候。

一　検見の節、中間一人の銀三匁づゝ遣候儀、願の事。此儀、吟味の上願の通可レ被二仰付一候。

一　綿作不熟の節は、見分被二仰付一度願の事。此儀、前々より見分被二仰付一候処、*寅卯旱魃の節、格段の以二御憐愍一、見分の儀、其年切に古法より緩み候様被二仰付一候得共、其後は古法の通可レ有レ之処、右憐愍になづみ、押て願の儀は有レ之間敷事に候。已来迚も古法のの通被二仰付一候。

一　村役人印形、庄屋へ預り置候事。此儀、已来は庄屋預け申間敷候。銘々所持可レ致事に存候事。

一　御蔵にて欠米庄屋願の事。願の通被二仰付一候。

一　裏判銀借用の節、印形郡方役所にて取揃願の事。願の通被二仰付一候。

一　御蔵ばゝ御止め被レ下度願の事。此儀は、已前より*出で来りの事に候へ共、願の通御止め被レ成候。

一　庄屋小日記、郡役所にて判形、百姓へ為二読聞一願の事。願の通被二仰付一候。

一　*銀納、上納の外庄屋引込、御吟願の事。願の通御吟可レ被二仰付一候。

郡方役所　郡奉行配下の諸役所の総称。

出で来りの事　慣習になっていること。

銀納…　この条項は前出四八頁の農民の願文にない。諸本同じ。

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

一　*庄屋、*野山へ立添御吟願の事。願の通御吟可レ被二仰付一候。

一　*拝借米捨り願の事。此の儀は、惣体大したる事に候へば、難レ被二仰付一候。

一　内借賃物証文入願の事。是は、村々小面の者共、銀主へ対談を以、借請居申事に候間、銀主へ及二直談一、新古借用之訳を以、録主致二納得一候上は、年賦共、如何様共、可二相成一事に候。内借の事に候間、従二口御上一訳立の指略可レ被二仰付一筋には無レ之候。併、難儀も無レ之様には被二仰付一可レ被レ遣候。尤、質物等には、口公儀御法も有レ之候事に候間、御指略難二相成一候。

一　*未進願の事。是は、御年貢の事に候間、御用捨難二相成一、尤、*近年銀立に被二仰付一候に付、然処、難儀の段相願候へ共、此儀御上御懐にはかゝはり不レ申事に候。銀立いたし候得ば、庄屋懐に甘きも附の趣取計候間、被レ及二御聞一候事にも有レ之候間、已来右の通打かへていたし、高嵩み不レ申様、*正道に取計候へど、庄屋共に今般屹度可二申付一候間、其旨、可二得心す一候。右に付ては、已来未進出来不レ申様、随分出精可レ致候。

一　裏判証文入預り銀の事。是は、先年村方甘

庄屋…　前項説明に同じ。

野山　中国地方の百姓入会山の名称。

拝借米捨り　拝借米の返済を免除してもらうこと。

未進願…　この条項も農民の願文にない。

近年銀立　春越米は現米で納入すべきところ、近年はその意味を忘れ代銀納が一般化し、当然のことと考えられていることをいう。

正道に　正しく。

村方甘きにも…　村方の財政が楽になること。

十五年賦被仰付 農民はこの年賦年数を承諾せず、後で三十年賦に訂正された。

被及御聞候 底本「被及御聞れ」。

尊意に候 底本「善意に候」。

頼母子講… 村方や個人の財政再建のための講のほか、豪家の間で銀十貫―二十貫目掛の大頼母子講が、安永―天明期に流行。藩からの借用銀返済や未進銀上納のための講が多かったが、掛金が集められず、休講・遅講になることが続出した。そこで藩は裏判講切手を発行してまでもその存続を命じている。ここでの要求は受け入れられたらしい。

願向き之内… この条項も農民の願文に欠けている。

惣て… 願意の部分が欠落している。諸本同じ。

きにも可相成との役主意にて、従二口御上一十五年賦被二仰付一候処、却て諸借用方差支、村方甚及二難儀一候趣被レ及二御一候に付、此度も願の通被二仰付一候。後々諸借用難レ調儀、可レ為二難儀一。一旦被二仰付一上にては、仕直し難レ成事に候間、先年の趣にしては、先是迄の姿にて可レ被二指置一尊意に候。

一　御領分中頼母子講願の事。是は、村方難渋の訳を以、相願候に付、無レ拠、御加入被二仰付一候事にて、尤、最早落銀取候者は、破講を好み可レ申候へ共、いまだ取不レ申候者は、只今致二破講一候ては、可レ為二難儀一。片落候取計には難二相成一候。併、いまだ取不レ申者致二破講一候にても不レ苦と存候はゞ、願出可レ申候。重て役筋を以、其者共より願出可レ申。願の様子によつて、いか様共可レ被二仰付一候。

一　願向き之内、御役人の儀、彼是囃言申立御趣、下々の弁も無レ之者とは乍レ申、近年御厳重の場、勘弁無レ之、旁以、言語同断、不埒至極の事に候。此儀、急度御糺被二仰付一方も有レ之候へ共、御慈悲を以、其儘に御免被レ為二仰付一候。

一　惣て、稲作毛見、一毛荒綿見分等の儀、古来より御法有レ之候事に候。別て毛見の儀は、往古重き改方にて、多人数被二差出一候へ共、下方難渋を御指酌、追々人数御人少き事に候。見分の節、御内目附等も被二差出一候て、庄屋、組頭、釣頭共罷出、其坪の合毛見究め、庄屋役人へ為二申聞一、或は此田の目入通合毛無レ之と見込候へば、其旨申、与レ風目入違有レ之候へば、合毛引下げ遣し、又目入程は丈夫に有レ之と見付候へば、其趣を以、為二申聞一、納得の上、坪の合毛を相究、若又双方論合の事も候へば、其場にて歩苅いたし、合毛相極候へば、毛頭依怙贔屓の沙汰無レ之事に候へば、改方厳重見分の通は舛目無レ之抔、様〔々〕の、御役人の場を謗り候様成事、不届千万に候。全体、末〳〵に至ても、何事も難二行届一者候間、庄屋役人より、克々呑込可二申聞一候。

一　御趣法講願の事。此儀当暮より、願の通御止め被レ成候。

右の通、去暮、村々より願出候箇条の趣、御下知被二仰付一候段、今朝江戸表より、以二飛脚一申来候則申渡候。小面の者共迄、一統難レ有可レ奉二承知一候。勿論、数々の内には、難レ被二仰付一箇条も有レ之候へ共、格別の以二御憐愍を一被二仰付一候事に候間、重々難レ有可レ奉二存入一候者也。

未二月

御指酌 御斟酌、先方の事情・心状をくみとること。

釣頭 阿部氏は、村と五人組の間に釣という行政単位を設け、釣頭をおき、釣内の百姓から年貢・夫役・村入用を取り立てさせた。藩の任命。

合毛 作物の収穫量。

目入通 収穫量の査定通り。

候へば 底本「候へ共」。

歩苅 坪刈。一坪の稲を刈取り、これを基準にして、その田やし内の田の収穫量を算出すること。

難行届 ここでは「納得がなかなかできない」の意。

御趣法講 藩の財政補てんのための御用銀調達を目的とした講か。天明六年には、その調達銀を十二月二十日までに納入を命じている。この条目は農民の願意にはない。

三十年賦被仰付　この指令は直ちに村方に達せられ、村方から年賦証文を提出、藩はこれに代官手代の裏書をして還付した。

御奉行　郡奉行。

番場三治兵衛　馬場団次兵衛。扶持米七十五俵。安永以来代官を勤む。

右役所今般御止め　綿役所の廃止を決定。綿統制は従前通りにかえし、松永と府中市に御運上所を復活。

令承知　底本「全承知」。

御廻文

一　未進銀願の事

一　裏判証文入借銀願の事

一　相対証文借銀願の事

右三ケ条、六郡村の願に付、願の通三十年賦被二仰付一候。此段於二徳田村に一御奉行被二仰渡一、村々より罷出候者共は帰村いたし候。然共、心得違の者共、又はいまだ不レ承者共も有レ之間敷や難レ計候間、右被二仰付一候趣、猶又、小面一統不レ洩様可二申聞一候。此上万一不承知と申者共有レ之候得ば、庄屋役人落度に相成候間、右の趣令二承知一、早々可二申聞一候。已上。

二月　御代官　番場三治兵衛

一　郡中為にも可二相成一儀に被レ為二思召一、綿役所被二仰付置一候処、百姓共不勝手の趣再三願候に付、格別の御憐愍を以、右役所今御止め被レ成、先規の通被二仰付一候。尤、府中幷に松永村へも御ご運上所可レ被二仰付一候間、此段令二承知一、難レ有可レ奉レ存候。

一　質物証文入借用の儀、年賦被二仰付一被レ下度相願候へ共、先達ても御書付を以被二仰渡一候通、公儀御法も有レ之事に候間、願の通には難レ被二仰付一候。

一　去午之御年貢納不足の分、五年賦被二仰付一被レ下度相願候儀は、甚、心得違不埒の至に候。御年貢の事に候得ば、右願意御取揚無レ之候間、左様に承知可レ仕候て、無レ滞上納可レ仕候。右の通被二仰付一候間、村々百姓一統、令二承知一、綿拵等、随分念入候様に申付、勿論御法度の抜綿等不レ仕候様、厳敷小面の者共へ可二申渡一者也。

二月　番場三治兵衛

抜綿　底本「抜指」。

大割銀　郡中にかかわる諸経費として徴収。主として六郡寄という全藩に関係する土木普請の人夫費用にあてた。

覚

一　三百四十二匁七分六厘　福田村

一　五十三匁六分七厘　相方村

一　二百二十目七分七厘　上有地村

右は、去午年、大割銀の内、一宮社御修覆御用銀割戻被二仰付一候間、左様に御承知可レ被レ成候。已上。

常村割庄屋

未二月　栗山次郎左衛門

今度、郡中村々願に付、裏判銀、並に内借銀共に、在中へ相懸り候借用の分、三十年賦に被二仰付一候間、此段御承知可レ有レ之候。已上。

未二月　寺社役所

寺社役所　寺社方。郡方役所の誤り。

留　藩からの触れが、村々を廻達し、それを最後にうけとった村の意。

右の通、印形取レ之、無レ滞相廻し留より役所へ可二指戻一者也。

芦田郡村々庄屋

御書下、一郡へ二通宛相渡り申候。

銀主方の楽首に

此秋は闍崛旃山の寝釈迦にて

目蓮尊者阿難迦葉

借金方のかへし

残金もかりの世なれば借もよし

夢の世なれば寝るもよい気味

此秋は…　この落首の意味不明。

闍崛旃山　耆闍崛山の誤り。霊鷲山（りょうじゅせん）・霊山（りょうぜん）とも訳す。中インド、マガタ国王舎城の東北にある。

目蓮尊者　目犍連（もっけんれん）。仏陀十大弟子の一人。超自然的能力に秀で神通第一。

阿難　阿難陀（ああなんだ）。十大弟子の一人。仏陀の教説をよく記憶し、多聞第一。

迦葉　大迦葉、あるいは摩訶迦葉（まかかしょう）。十大弟子の一人。執着の念のない清廉な人格者で頭陀第一。

内目附　大目付に属し、領内の監察をする。士分の役。

門前弁内　服部大池の池番役門田儀右衛門の一族か。家は儀右衛門家に近い。

発願御詮議の事

斯て、郡乱も相鎮、民も静に家業を経営ける処、於二御上一御評議取々有レ之、「乍レ去、百姓共徒党を企、国中にて所々を荒し候段、其罪重き事共也。然ば、此儘に可二指置一様無レ之」とや被二思召一、何分、此強訴の差発りたるは、品治郡西法成寺村天王社の鐘を一番に撞出せり。然ば其辺に発頭有レ之。依レ右、内目附を以、段々御尋給ひけれ共、法成寺村上へ峠、門前弁内より外に、中島村中屋弥次郎也。此両人は願書を調る才智あり。次に加茂村甚右衛門、常石村文蔵、彼等は唯遠近に馳せ廻り、密談致すのみの者也。然に、右門前弁内を召捕んとするに及で、段々御聞合被レ成ければ、彼は兼て盤将を弄ぶ。此節は御他領中条村に滞留して居る也。乍レ去御他領へ踏込、召捕事甚不レ宜、依て彼の者の友は有地村甚四郎也。彼を頼、書状を為レ調、当国へ呼返し可二召捕一とて、御目附、甚四郎方へ行、段々相頼なされたれ共、一向承引せずして、猶又宮内村阿賀屋弥一右衛門、彼も同じ碁友達成し故、一入相頼、書状を調、使を以中条村へ被レ送ければ、書面を披見して、早速駕籠に乗、道中筋万能倉村猪の木と云所迄帰りしかば、思ひがけなき御同心出向ひ、被レ申けるに、「今般、□御上の思召有レ之、依レ右、□御上意也」と声を掛て召捕、獄屋をさしてゆかれけり。扨又、中島村弥次郎も、御同心に召捕れけり。加茂村甚右衛門も右同様也。

尚又、大比良文蔵が様子を尋給ふに、彼は諸人勝れ、究竟の者にて、郡中へ出て歯形を鳴しけれ共、人々是を用ひけり。右体の様子、御上へ聴え侍る故、彼を召捕んと欲に及んで、御同心三人警固四人召連、文蔵が宅へ行給ふ頃は、夜中人定を過る頃也。然に、御同心御上意の声を掛られければ、文蔵俄に睡を覚し、「左社有なん。今宵は夢見も悪敷て、いかにも心定かならず。うつら〳〵として居たりければ、最早空腹に相成りぬ。乍レ

盤将　碁と将棋。

阿賀屋弥一右衛門　府中市の商人阿賀屋一統の縁続きか。

万能倉村　品治郡（福山市駅家町）。

歯形を鳴し　にらみをきかせて威勢をふるうの意か。

人定　夜がふけて人が寝しずまる時刻。

御同心… この前後意味通ぜず。「耳をも」と「庭の隅」の間に、「大声が耳をも貫く。ふと気がつくと」の意味の文が脱落しているか。

憚、御役人衆中、暫時御宥免被」下度。鳥渡茶漬給度候間、女房共茶漬致せよ」と申付る声、寔に御同心たちの耳をも庭の隅にあやしき小児の声あり。同心衆も不審に思ひ、文蔵に問れければ、「あれは私が子供にて候」と申るに、「いかゞするや」と尋給ふ。「私子供、数多雖レ有レ之、彼等二た人は、我命に不レ従依て、如レ此菰に包で、東雲には磯辺へ持行、投捨んやと存居ます」と申しければ、同心衆も扨々驚入、文蔵が胸中を察しけり。身の毛も余立疎み給へり。偖又、文蔵を縄手を以搦捕、福府をさして被レ帰けり。

福府 福山城下。

尾道 備後国御調郡尾道町（尾道市）。広島藩領。中世以来港町として栄え、近世町奉行がおかれる。瀬戸内海の海駅、西国街道宿駅として、福山領をふくめた備後国の物資集散の中心地。

村方差縄 村方で起るいざこざ。しばしば訴訟となる。

田辺玄庵致二入牢一事

偖又、御調郡尾道に田辺玄庵と云医師あり。渠が由緒を尋るに、三十有余にして御城下に出、在目附の蒙二役を一、厳重に勤居ける処、風と水呑村の百姓、村方差縄の事に付、此願書厚く相頼ける故、不レ計相調、遣しければ、此事終に顕れて、禁獄して大に難儀いたしける。其後御慈悲を以、罪をも差赦されけり。然に、福山の浜辺に占部蘭泰と云医師の家に行、入門して医道を学び、暫勤て尾道に出、居住し、寺子の弟子も有程博治しける処に、其子三人あり、家内五人なる故、身上もまどしく成ぬ。依て一人は出家にして鞆津の寺へ遣しける。猶又妻は相果けり。無レ拠後妻を山手村より娶けり。とつかはとする内に、又二人の子供は病死せり。常々其憂に不レ絶、老人夫婦最淋敷ぞ暮しける処に、福山領分に強訴差発り、既に願書等も数通上り候中には、此田辺が手筋に克似たる有、依て御上の御疑念掛り、彼を召捕、御吟味被レ成度思召にて、便、捕手役人を尾道へ被レ遣ければ、坊寺ヶ峠に休息して、則ち、欺謀の使を以、病人有レ之由申遣し、玄庵を招き出し、於二爰に一、御同心出向ひしも、懸て召捕、福山へ連帰り、御吟味有レ之処、一々詳に申披き相済、差赦されて尾道へ罷帰たれ共、於二牢中に一、痒疥の病患をうつり、始終大に難儀して身を畢りける。雖レ然、至て気質の直なる者成しが、一生不仕合にて、暫も身を休んずる事もなくて、最痛敷事共也。

尾道市、**福山藩**、**福山城下**、**尾道**、**村方差縄**、**福府**、**御調郡尾道**、**とつかはとする内**、**手筋**、**坊寺ヶ峠**、**痒疥**、**嗅み付**、**御領君**

とつかはとする内 せわしく、あちこちするうちの意。

手筋 字の書きかた。筆法。

坊寺ヶ峠 沼隈郡高須村（尾道市）、西国街道広島領境。

痒疥 皮膚病の一。かさができてかゆくなる病。疥癬か。

嗅み付 「嗅ぎ付け」の誤りか。

御領君 藩主のこと。

其頃の噺に

福山の御城下に弁蔵と云象が出て来て、豌豆をよくすきて喫ふ故に、是を遠藤弁蔵と号く。然に彼が生立を見るに、鼻筋長くして、よくものを嗅み付、又は耳も太きゆへに問合す事妙也。依て在目附を被二仰付一、勤ける処、万事さかしき事諸役人に勝れり。其故を以、御領君へ被レ達ければ、被

福山藩天明一揆と「西備遠藤実記」（道重）

召出御覧ましまし給ふに、「彼は見処のある奴也」とて、豌豆を二人扶持に、十五俵賜。其後追々成長に従ひ、大食す。然共、其役功有之ゆへ、大に昇進して、郡中惣纏、御元締と成ぬ。知行二百石を賜。然処、御年貢等は勿論、民に御用金を申付、厳敷御取立被成侍て、在・江戸の達し御用を、「国元凶年には候得共、民も一入励をなし、貢物等如是上納仕候」抔と御密書を指上、欺き御諫言申入ければ、則、是を正意に被為思召、殊に御上の御勝手向も、余程緩かに成れる故、御悦不斜して、尚又御加増五十石賜ひ、都合二百五十石取と相成ぬ。然に右体凶作の折柄なれば、国中衰微して、民は必死の難渋たりし故、如斯弁蔵大ものを喫い、国中の弊しければ、当国の民、住居難相成とて、徒党を結び、強訴して及口御達ければ、民の願ひ尤に被為思召、即、遠藤を禁獄して、荒米五合扶持を喫はしめ給ひければ、纔の内に病患をなし、飢こゞへてぞ被果けり。

西備遠藤実記　大尾

御元締　財政総括責任者で、勘定奉行に当たる。

在　国元。

御上の御勝手向も…　文政七年六月阿部正精書簡（福山護国神社蔵）「宝暦安永の度は余の家必至と不立行…熙徳院様（正倫）御世話にてやや事さだまり、規矩も立、天明の頃すこしは御心もやすかりしや」。

弊しければ　疲弊させたので の意。